

いのち

を守り育むために

～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～



平成20年8月

高知県教育委員会

目次

第1章 “気づく”～「何かおかしいな」子どもの変化に気づきましょう～

1 児童虐待とは	1
2 虐待の起こる要因と背景	1
3 虐待の種類と子どもへの影響	2
4 虐待に気づくためには	3
5 ほんの小さな「変だな」「おかしいな」を見逃さない	4・5
事例場面1 “気づく”	6

第2章 “ひらく”～一人で悩まず、内にも外にも思いをひらいていきましょう～

1 虐待対応の流れ	7・8
2 記録の重要性	8
3 虐待の疑いがあったら	9・10
4 通告のとらえ方	10
5 虐待を受けている子どもへの接し方	11
6 虐待をしている親への接し方	12
7 家庭訪問	13
事例場面2 “ひらく”	14

第3章 “つながる”～関係機関と連携し、つながっていきましょう～

1 通告・相談の流れ	15
要保護児童対策地域協議会	16
2 関係機関との効果的な連携	17
3 各関係機関の主な役割	17
事例場面3 “つながる”	18

第4章 “つづける”～支援をつづけながら、虐待の予防・再発防止に取り組んでいきましょう～

1 子どもへの継続支援	19・20
2 親への継続支援	20
3 児童相談所での一時保護の期間中、終了後の子どもや親への支援	20
4 虐待に対応する教職員のメンタルケア	21
5 虐待の予防・早期発見、健全な子育てのための親への啓発	21
事例場面4 “つづける”	22

研修・学習資料

1 虐待に関する研修用事例	25～29
2 虐待から子どもを守るための教育	
保育所、幼稚園、小学校1～4年生用	30・31
小学校5・6年生用	32・33
中学生、高校生用	34～36

参考資料

1 通告書の参考様式	39
2 通告後の児童相談所の対応の流れ	40
3 児童相談所の「児童虐待の緊急度のめやす（アセスメントシート）」	41
4 児童虐待に関する通告・相談窓口一覧	42～44

教職員の皆様へ

児童虐待は、大きな社会的問題となっており、同時に、子どもの権利擁護における国際的な問題でもあります。

このような状況の中で、今年2月に、本県でも児童虐待によって小学生の尊い命が奪われるという大変痛ましい事件が起こりました。

私たちは「二度とこのような事件を起こさない」と強く決意し、今後の取組を進めていかなければなりません。

児童虐待への対応は、虐待が起きないようにするための「発生予防」、発生した場合に速やかに気づき、家庭への適切な介入を行う「早期発見と介入」、虐待を受けた子どもの心身の回復や家族関係の修正に向けた「治療教育的援助」の三つの段階に分けられます。

学校・幼稚園・保育所は、このすべての段階において重要な役割を担っています。

家族からの子育ての相談に応じることや、やがて大人になる子どもたちに家庭科等で子育てに関する教育を実践することなどは、虐待の発生予防にとって非常に大きな力になります。また、いつもと違う子どもの変化に気づく教職員の目が、虐待の早期発見につながります。そして、虐待という過酷な家庭環境におかれた子どもたちにとって、学校や幼稚園、保育所は安心できる居場所となりえます。同時に、様々な負の影響からの回復や修正に向けた教育的援助は、子どもたちのその後の人生を左右する重要な意味を持っています。

虐待を受けた子どもが、やがて大人になり、わが子を虐待してしまう、いわゆる「世代間連鎖」は3割から4割程度といわれています。つまり、半数以上は、虐待を受けても虐待しない親になっています。

これを分ける要因は何なのでしょう。

多くの実践報告や研究が指摘しているその大きな要因は、「寄り添い続けてくれる、信頼できる新たな大人との出会い」です。

学校・幼稚園・保育所は、子どもたちが家庭以外で一番長い時間を過ごす場です。教職員は、そうした新たな大人との出会いを、身をもって提供できる大切な存在です。

教職員の皆様には、この認識を持って日々子どもたちに関わり、子どもたちの未来をひらく教育を実践していただきますようお願いします。

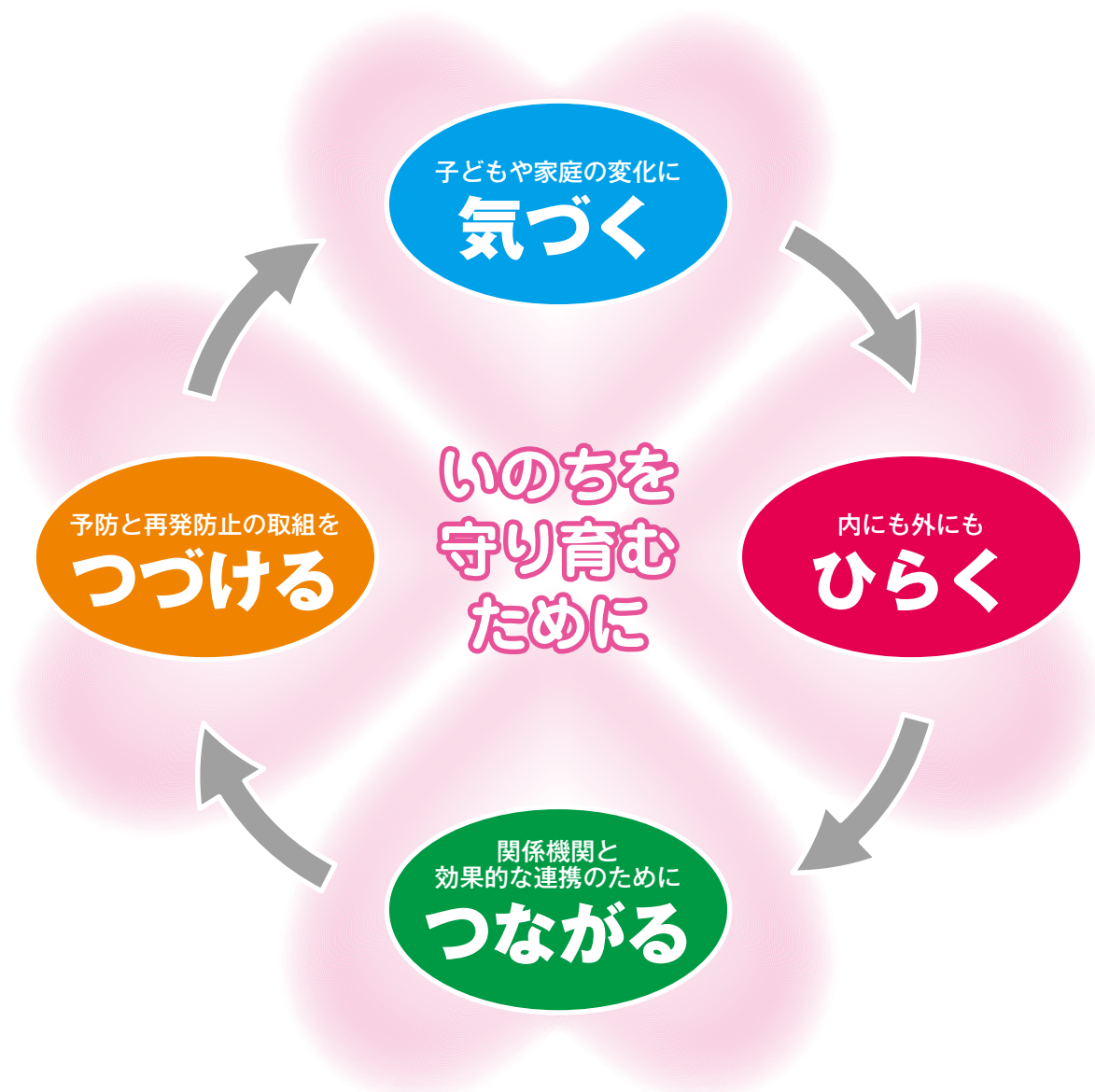
平成20年8月

高知県教育長 中澤 卓史

マニュアル の活用方法

このマニュアルは、

「気づく」「ひらく」「つながる」「つづける」の
四つのキーワードをもとに作成しています。



- * それぞれのキーワードに基づいて基本的な説明を掲載しています。児童虐待の予防・早期発見・早期対応のために活用ください。
- * 学校・幼稚園・保育所で事例研修ができるようキーワードに関する事例場面を「気づく」「ひらく」「つながる」「つづける」の各章の最後に掲載しています。これを読んで、各章の内容をイメージしてみてください。また、話し合いのポイントを踏まえて研修の中で話し合ってください。
- * 25ページからは、研修用の事例を掲載しています。これらの事例や各学校・幼稚園・保育所で直面した事例についても検討してみましょう。
- * 30ページからは、虐待から子どもを守るための教材を掲載しています。子どもたちが児童虐待について直接・間接的に学習する機会に利用してください。

「何かおかしいな」子どもの変化に気づきましょう

1 児童虐待とは

親または親に代わって養育する大人（以下「親」という）などが、子どもに対して不適切な関わりをすることによって、子どもの体や心を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為全般をさします。いうまでもなく、虐待は明らかな人権侵害です。

被虐待児童の対象年齢は、学校・幼稚園・保育所（以下「学校等」という）においては、0歳児から18歳未満の高校生までです。

なお、18歳に達した高校生が虐待を受けている場合でも、児童相談所は助言や他機関の紹介など、相談に応じてくれます。



児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様な行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（第2条）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。（第3条）

2 虐待の起こる要因と背景

要因	背景
育児不安や育児疲れによるストレス	育児に父親が非協力的、母親の子育てが周りから評価されない、子どもをどのようにしつけていいのかわからない、など
子どもへの適切な接し方がわからない	親自身が虐待を受けて育った、若くして出産したために育児に関する知識が乏しい、など
子育てや将来への不安、または、親が子どもに否定的な感情を持っている	発達の遅れや疾患等子ども自身に何らかの課題がある、元気で活発な子どもを「手のかかる子」ととらえてしまう、自分の子どもを好きになれない、など
子どもに過度の期待をする	高学歴や世間体を過度に意識する、親の持つ価値観・人生観を押しつける、子どもの発達年齢以上の行動を期待する・強いる、など
養育者自身の精神的不安	夫婦間の不和、DV（P2参照）、借金など経済的困窮、失業や転居など家庭内に何らかのストレスがある、親の精神的失調やアルコール依存などの嗜癖が強い、など
養育者の社会からの孤立	近隣とのつながりや親族との関係が薄く身近に相談できる人がいない、など

虐待の要因や背景を知ることが、虐待を早期に発見することや発見後の子どもや家族の抱える課題に焦点を当てた支援につながります。

虐待は、親自身の問題や親と子どもの関係、家庭の状況やとりまく環境など、様々な要因が重なることで発生する危険が増します。また、上記以外の要因で起こることもあります。

虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける等身体に傷を負わせる、しつけと称して長時間の正座をさせたり食事を与えない、その他、溺れさせる、冬や夜中に戸外に閉め出すなど生命に危険を及ぼす行為。

性的虐待

子どもにわいせつな行為を行ったり強要する、性器や性交を子どもに見せる、子どもの裸体を写真やビデオに撮影したり、ネット上に掲載したりするなどの行為。

ネグレクト（養育放棄・怠慢）

十分な食事を与えない、衣服や下着を不潔なまま連日着せている、おむつを替えない、病気やけがをしても病院に連れて行かない、乳幼児を車中に放置する、子どもの意に反して学校へ行かせないなど社会通念上親として十分な養育がなされていないと思われる行為。

心理的虐待

言葉による脅し、罵声をあびせる、甘えてきても無視をする、きょうだい間で明らかに対処が違う、DVの場面を見せるなど子どもの自尊心を傷つけるような言動。
※DV・ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者などへの暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動

子どもへの影響

身体への影響

発育不全、発達遅れ、頭痛、腹痛、疲労感、その他様々な外傷、内出血、骨折、火傷、溺水などによる障害、睡眠障害、妊娠、性感感染症などが生じる場合もある。

知的発達への影響

虐待という脅威が続くことや情緒的関わり不足等は、子どもののびのびとした主体的活動を妨げる。そのことが知識や技能の習得の機会を少なくさせ、その結果、知的能力を低下させる場合もある。学習遅れは、知的好奇心や学習への意欲を低下させ、学校等での不適応のきっかけにもなりやすくさせる。

人格形成への影響

長期にわたる虐待状況は、子どもの健やかな心身の成長を妨げ、人格形成にゆがみをもたらす危険性を高める。年齢に比して言動は未熟で、年齢相応の指導や指摘に対して、理解できなかつたり混乱する場合も生じる。その結果、失敗体験が多くなり、このことが被害感や劣等感をさらに強めてしまう。自己否定感から自暴自棄となって、自分を傷つけたり、逸脱した行動をとってしまいがちである。

情緒・行動への影響

暴力を放置されるなどの虐待環境におかれ続けることで、周囲に対して不信感や恐怖感を強く抱いている。安心して頼れる大人がおらず適切なしつけをされていない場合もあり、基本的な生活習慣が身につけられていなかったり、衝動をコントロールできずに、突然の怒りとそれを収められないなどの行動となって表れる。空腹から万引きに至る場合や家に戻れずに徘徊してしまう場合もある。不適切な性的刺激にさらされてきている場合もあり、年齢不相応な性的な言動などを示す子どももいる。

*いくつかの種類が重複するケースもあります。

また、影響については、虐待の程度や内容、個々の子どもによっても異なります。

4 虐待に気づくためには

虐待に限らず、いじめや不登校などの問題にも共通していえることですが、子どもたちの声なきSOSや心のサインに気づき、迅速かつ的確に対応することが早期解決（子どものダメージを最小限に食い止め、一日も早く笑顔を取り戻す）の鍵となります。

虐待は、家庭の中という密室で起こっていることが多いので、教職員一人ひとりが、日ごろから「虐待はどこ家庭でも起こりうる」という問題意識や「ひょっとして虐待では？」という視点を持っていないと、虐待に気づくことが難しくなります。

学校等は、「子どもたちの命を守る」ことを最優先に取り組まなければなりません。そして、私たち教職員は、子どもたちの小さなサインも見逃さないという強い意識を持ち、子どもたちの背景にある親や家庭を常に想像しながら、子どもたちに関わっていくことが大切です。

虐待に気づくためのポイントとして、以下の4点を心がけてください。

- ① 普段の子どもたちの様子を把握する
日ごろの子どもたち一人ひとりの様子を把握してこそ、心の変化に気づくことができます。
- ② 固定観念に縛られない
「そんなことをする親には見えない」「あんな明るい子が虐待を受けているわけがない」など固定観念や先入観、思いこみが、虐待の見落としや気づきの遅れにつながります。
- ③ 表面的な行為だけで判断しない
非行、不登校、いじめなどの背景に虐待がある場合があります。子どもの表面的な行為だけを問題視するのではなく、「なぜ、そのような行為をしたのか」背景・原因を探り、推測することが大切です。
- ④ 子どもは訴えてこない
虐待を受けた期間が長い子どもほど、自ら助けを求めたり、質問しても正直に答えたりしないことが多いと考えておくべきです。

■虐待を受けている子どもの典型的な心理パターン

心理パターン	背景
自分から虐待された（されている）とは言わない。暴力の存否を聞いても否定することが多い。自分が虐待を受けているという認識すら持てないでいる。	子どもは生まれたときからその親しか知らないのだから、虐待をされてもそれが虐待であるとは認識できない。暴力を受けたり放っておかれても、子どもは親を強く求めており、また、そうした親の行為を一般的と思っている。
子どもは加害者を守ろうとする。	加害者への恐怖心などから、本当のことが言えなかったり、本当のことを言えば家庭が壊れてしまうなどと考えてしまう。たとえ暴力や性的な加害をする親であっても、優しいときもあり間違った人であるとは思えない。
虐待を受けている子どもは自分が悪いと思っている。	「虐待を受けたのは、自分が約束を守らなかったから」、「自分がいけない子だから」などと自分のせいにし、自己否定を強めてしまう。「自分がよい子にしていれば」と過度に萎縮する場合も見られる。親が身勝手に一貫性がない場合は、子どもはどうしていいかわからず混乱してしまう。また、大人の表情などに過度に敏感になり、教職員が注視した際など、その表情におびえてしまう場合もある。
暴力を受けることによって、子どもは無力化する。	長期にわたる虐待状況は、それを拒否したり、逃げ出すなどの回避する力を失わせてしまう。嵐（暴力）が過ぎ去るのを辛抱すれば、一時的に平和が訪れると考えるが、やがて何も考えられなくなり、無力化し、なされるがままになってしまう。岸和田事件がその典型例である。

児童虐待防止法

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。（第5条）

■身体的外傷の疑いがある場合

身体的虐待の疑いがあり、衣服で見えない部分の確認が必要な場合は、年齢や緊急度などケースによって対応は異なります。

例えば、内科検診のときや体育の更衣の際に同性の教職員が同席する、プールのときに更衣を洗る子どもには理由を尋ねるなどが考えられます。

子どもの気持ちやプライバシーを考慮し慎重に行うことが必要ですので、様々な状況を想定して事前に話し合っておくことが大切です。

5 ほんの小さな「変だな」「おかしいな」を見逃さない

虐待を受けている子どもは、必ずなんらかの「SOS」を出しています。
また、虐待をしている親には、必ず何らかの「不自然さ」がつきものです。
「児童虐待に関するチェックリスト」を活用しましょう。



(1) 児童生徒用チェックリスト

体や身なり	<input type="checkbox"/> 不自然なケガ（あざ、やけど等）がある、または、必要な治療がなされていない <input type="checkbox"/> 低身長、低体重など発育不良が見られる <input type="checkbox"/> 急激な体重の変化が見られる <input type="checkbox"/> 過食または食べ物への執着が異常に強い <input type="checkbox"/> むさぼりつくような食べ方をする <input type="checkbox"/> 拒食または栄養状態がよくない <input type="checkbox"/> 下腹部の痛みを訴える <input type="checkbox"/> 性器を痛がったり、かゆがったりする <input type="checkbox"/> 衣服や頭髮、身体がいつも不潔である <input type="checkbox"/> 季節にそぐわない服装をしている
心の様子	<input type="checkbox"/> ぐずる <input type="checkbox"/> 暗い、元気がない、表情が乏しい <input type="checkbox"/> 怯える <input type="checkbox"/> いったんハメをはずすと歯止めが利かない <input type="checkbox"/> イライラしたり、感情を抑えられない <input type="checkbox"/> 落ち着きがない、情緒の起伏が激しい <input type="checkbox"/> 自己中心的な傾向が見られる
友だちとの関わり	<input type="checkbox"/> 威圧的、攻撃的な態度を示す <input type="checkbox"/> 粗暴な言葉遣いをする <input type="checkbox"/> けんかやいじめ、脅しが見られる <input type="checkbox"/> 遊びが長続きしない <input type="checkbox"/> 友だち関係がうまくつづけない、または、集団から浮いてしまう <input type="checkbox"/> 心を閉ざして人を寄せ付けない <input type="checkbox"/> あからさまに人に嫌われるような言動が見られる <input type="checkbox"/> 身体的接触や接近を避ける、または、逆に好む <input type="checkbox"/> 異性に対する不自然な反応が見られる
教職員との関わり	<input type="checkbox"/> 顔をうかがったり、ためし行動をする <input type="checkbox"/> 異常に甘える、離れたがらない <input type="checkbox"/> 独占しようとする <input type="checkbox"/> 教職員がいるときといないときの態度が全然違う <input type="checkbox"/> 身体的接触を避ける <input type="checkbox"/> 異性の教職員に不自然な反応をする
親（家族）との関わり	<input type="checkbox"/> 顔をうかがう、怯える <input type="checkbox"/> 親と離れると表情が明るい <input type="checkbox"/> 親（家族）の話題になると過度に緊張する <input type="checkbox"/> 親をかばう発言がある <input type="checkbox"/> 家族に対して必要以上に世話をやく
その他	<input type="checkbox"/> 遅刻、早退、エスケープなどが増えた <input type="checkbox"/> 登下校の時間帯がいつもと違う <input type="checkbox"/> 行事等に参加しない傾向が見られる <input type="checkbox"/> 忘れ物が増えた、または、提出物の未提出が増えた <input type="checkbox"/> 外泊、家出、深夜徘徊をする <input type="checkbox"/> 他人への暴力、器物損壊など他傷行為が見られる <input type="checkbox"/> 小動物（植物）へのいじめ、虐待がある <input type="checkbox"/> リストカットなど自傷行為が見られる <input type="checkbox"/> 虚言癖、盗癖がある <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的関心や言動が見られる

(2) 家族用チェックリスト

<p>子どもとの関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 些細なことで怒る、暴力を振るう <input type="checkbox"/> 恒常的に傷つける言葉や態度をとる <input type="checkbox"/> 威圧的な態度、言葉遣いをする <input type="checkbox"/> 頻繁に親の用事を押しつける <input type="checkbox"/> 親の思いどおりにさせようとする <input type="checkbox"/> 子どもに能力以上のものを要求する <input type="checkbox"/> 親の気分次第で子どもへの対応が変わる <input type="checkbox"/> しつけに一貫性がない <input type="checkbox"/> 家庭の方針やしつけを正当化する、あるいは、体罰を肯定する <input type="checkbox"/> 食事をきちんと与えていない <input type="checkbox"/> 衣類、寝具等が不潔、入浴させていない <input type="checkbox"/> 子どもを放置して長時間の外出や外泊をする <input type="checkbox"/> 決まった時間に寝かしたり、起こしたりしない <input type="checkbox"/> 学校での生活や成績など、子どものことに興味を示さない <input type="checkbox"/> 親の生活を優先し、子どもに必要なものを与えない <input type="checkbox"/> 体の具合が悪くても病院に連れて行かない、または、適切な処置をしない <input type="checkbox"/> 無断欠席や欠席理由に疑わしい点がある <input type="checkbox"/> 子どもが好きな出来ない
<p>社会との関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲からの働きかけや援助に対して被害的に受け止める <input type="checkbox"/> 過度に人や関係機関に対して不信感や敵対心を持っている <input type="checkbox"/> 家族に問題が生じて保健、福祉等の機関との関わりを避ける <input type="checkbox"/> 話し合いや家庭訪問などを拒否する <input type="checkbox"/> 言い訳をしたり、約束を守らない <input type="checkbox"/> 過度に人に依存し、相手に従って行動する傾向がある
<p>家族の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 過去に児童相談所等への通告歴がある <input type="checkbox"/> 短気で些細なことで人を攻撃する傾向がある <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しく、他者との関係が築きにくい <input type="checkbox"/> 夫婦仲が悪くケンカが絶えない <input type="checkbox"/> 飲酒による暴力、DV等の問題行動がある <input type="checkbox"/> 転職、失業を繰り返し仕事が定まらない、経済的に不安定である <input type="checkbox"/> 経済レベルに合わない贅沢をする、無駄遣いが多い <input type="checkbox"/> 育児に対する不安やストレスを感じている <input type="checkbox"/> 特定の子どもだけをかかわる、または、特定の子どもだけに厳しくあたる <input type="checkbox"/> 常識からかけ離れた信念や偏った教育、しつけ観を持っている
<p>家族を支える基盤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣近所とのつきあいがなく、孤立または対立している <input type="checkbox"/> 父母の両親やきょうだい、親族と疎遠で援助が望めない <input type="checkbox"/> 福祉や教育機関等との関わりを拒否する

POINT チェックリストの活用の際の留意点

- ① 各担任、養護教諭など個人レベルでチェックし、少しでも気になるケースは、ためらわず情報交換しましょう。
- ② 面談や家庭訪問、関係機関や地域からの情報提供等を活用し記録していきましょう。
- ③ 情報交換等による総合的な判断を行うためには、組織（支援チーム会）が必要です。
- ④ 習慣的にチェックリストを活用し、子どもの心や家庭の状況の変化に気づく力を養いましょう。
（きょうだいの場合は、個別に観察・記録し、すりあわせることが有効です）
- ⑤ このチェックリストは、気づきの視点を示したものであり、チェックが入ったからといって虐待と判断できるものではありません。また、これらの項目以外にもアンテナを広げ、チェックしましょう。

事例場面1 “気づく”

6月に入ったばかりのある日のこと。

「先生のクラスのA君が、校庭でバッタの足をむしっていたので、注意したんですけど……。」

同僚からこう言われ、小学校4年生の担任B先生は、日ごろのA君のことを改めて考えました。

おとなしくて、いつも伏目がち。特に友人とのトラブルがあるわけではないけれど、一人でいることが多い。

でも、そういえば、最近、何をするわけでもないのに8時前に登校するようになった。忘れ物が増えて、授業中もぼうっとしているように感じる。以前は、たまにA君の方から話しかけてくれることもあったのに、最近はない。この間、こちらから話しかけたときには、身構えるようにビクッとした態度だった。1ヶ月ほど前には、せっかく自分で育てていた花を引きちぎったので注意したことがあった。膝に穴の開いた同じズボンを毎日はいている。

B先生は、A君のことを考えれば考えるほど、心配になってきました。

事例場面2に続く……

上記の事例場面をもとにグループをつくって以下のポイントで話し合ってみましょう。

POINT 話し合い

- ① この事例で、もしかして虐待と思われるところはどこでしょう？
- ② この事例以外に、虐待が疑われるような子どもの変化にはどのようなことがあるのでしょうか？
- ③ 日頃、子どもたちの様子をどのように観察し把握していますか？

第2章

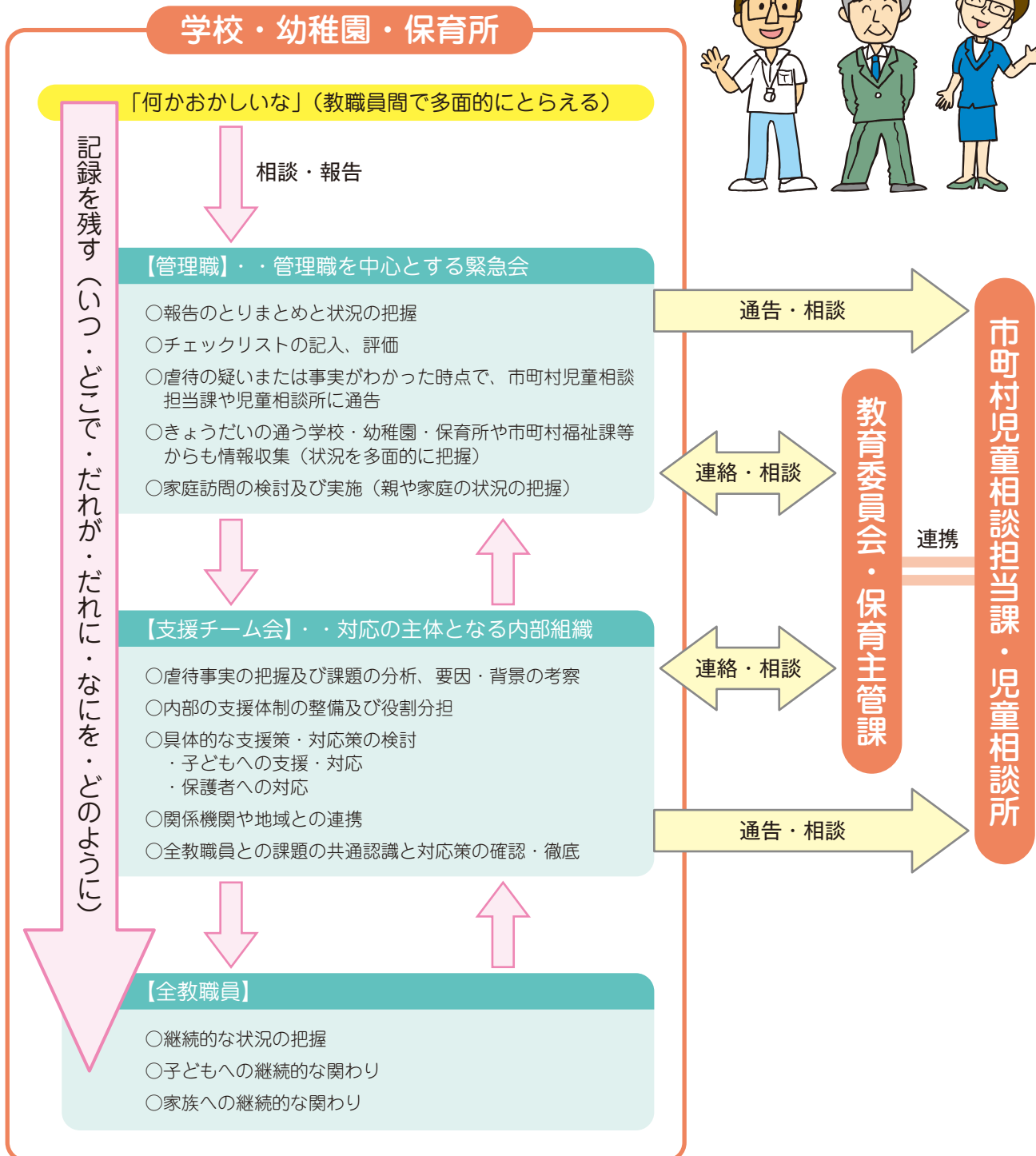
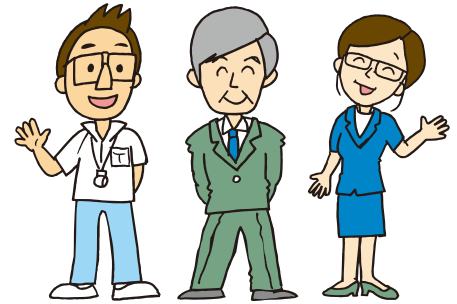
“ひらく”

一人で悩まず、内にも外にも思いをひらきましょう

1 虐待対応の流れ

虐待に限らず、いじめや不登校、その他の問題に関しても、対応の流れは基本的に同じです。学校等の対応の流れを簡単にフロー図で示すと、下図のようになります。

児童虐待に関しては、児童相談所が行う子どもの一時保護などの対応が必要な場合があるので、学校等での取組、教育委員会や保育主管課への連絡と並行して、市町村児童相談担当課や児童相談所など関係機関との初期段階からの連携が必要です。



初期対応の重要性

初期段階でどう対応するかで、その後の展開が大きく左右される

柔軟かつ広い視野を持った対応策の検討

- ① 効果的な連携を図るための関係機関、専門機関のリストアップ
- ② 子どもと関係の持てる教職員のリストアップと接し方
- ③ 教職員それぞれの立場や持ち味を生かした役割分担（担任等子どもに関わる一部の教職員に負担がかからないように配慮する）
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの有効活用
- ⑤ 協力してくれる家族や親戚の存在の確認
- ⑥ 親が信頼する地域住民の存在の確認

スクールソーシャルワーカー

子どもが置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用して支援を行う社会福祉等の知識・技術を持つ専門家

支援チーム会の構成メンバー（例）

管理職、学級担任、養護教諭、学年主任、生徒（生活）指導担当、人権教育担当、教育相談担当、関係する教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
その他、特別支援教育コーディネーター、学校医など

※年度初めに、支援チーム会を中心とする組織体制をとることを全教職員で確認しておくことが重要です。また、校務分掌や係として虐待担当を位置づけ、虐待研修担当や虐待対応の中心的担当、管理職と担任等とのパイプ役、各関係機関との連絡調整役などを明確にしておくことも有効です。

2 記録の重要性

初期段階（気づいたとき）からの記録を確実に残すことが重要です。その際には、将来、市町村や児童相談所等と連携することを想定して、以下の点に留意して記録を残してください。

- ① 具体的なことがわかるように、時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録していきます。
「いつ、どこで、だれが、だれに、なにを、どのように」を明確に記入します。
- ② 目で見て明らかな事実については、写真や描画などを用いて記録に残します。
あざなどは、数日後には薄れてしまうので、気づいたそのときに必ず記録しましょう。
- ③ 本人から聴いた内容は、語られた言葉どおりに記録します。
「どういう問いかけに対して、どう答えたのか」の他、どのような反応・表情だったのかも別途記録しておく有効です。
- ④ 抽象的な記述にならないように注意します。
「落ち着きがない」だけでなく、「〇〇のときに、××の行動をとるなど落ち着きのなさが見られた」など具体的な状況を記述しましょう。
- ⑤ 伝聞情報と確実な情報は区別して記録を残していきます。
学校等で対応策を検討する場合に、伝聞情報（推測やうわさ話、記述者の主観など）が参考になることもありますが、伝聞情報と確実な情報を混同すると、正確な判断ができなくなる場合があります。

3 虐待の疑いがあったら

- 市町村の教育委員会・保育主管課に連絡・相談しましょう。教育委員会や保育主管課は、様々な関係機関とのパイプを持っている強い味方です。通告の判断に迷うケースの場合、必ず相談しましょう。
- 市町村児童相談担当課、児童相談所等に通告しましょう。地域内や県内に大きなネットワークを持つこれらの機関とつながることで、新たな支援が展開できます。
なお、通告に当たっては、ケースの概要を電話で連絡し、その後、通告書を提出してください。
(通告書の様式については、P39 参照)
※市町村児童相談担当課の窓口一覧はP42 を参照

緊急性が高いと思われるケースについては、児童相談所に直接通告してください。

【緊急性が高い場合の例】

- ・子どもや親自らが保護を求めて、訴える状況が切迫しているとき
- ・生命の危険があるとき
- ・性的虐待が強く疑われるとき
- ・極端な栄養障害や慢性的な脱水症状があるとき
- ・親が子どもに必要な治療処置をとらないとき
- ・不登校(園)などで子どもに会えない、家庭訪問しても親が子どもに会わせない、子どもの状況がわからないとき

※上記以外でも、学校等が「一時保護を求めるケース」と判断すれば、児童相談所に相談することも必要です。(P41の「児童相談所の児童虐待の緊急度のめやす」を参照)

命に関わる場合は、
すぐに救急車を呼び、
警察へ連絡を！



Q & A

Q 「虐待が疑われるケース」ってどんなケース？

A 「虐待、それともしつけ？」と判断に迷うケース、あるいは、「これはネグレクトでは？」と感じる状況等が、「虐待が疑われるケース」です。

「しつけか虐待か」は明確に区別できるものではなく、虐待か否かは、その行為だけでなく、背景や日ごろからの親の子どもへの接し方など、様々な要素を総合的に判断しなければいけません。

虐待か否かを判断することは、私たち教職員や学校等だけでは困難であり、それを判断する専門機関として市町村の児童相談担当課や児童相談所があります。

アザができるほど叩くなど、明らかな虐待はもちろんですが、「もしかして虐待では？」と感じたら、速やかに通告・相談することが重要です。

私たちに求められるのは、子どもの変化に気づく力、そして、「おかしいな」と感じたらすぐに通告するスピードです。

Q 学校で知り得た子どもや保護者の情報は、 守秘義務があるので外部に出してはいけないのではないですか？

A 個人情報の管理や取り扱いについては、十分な注意を払う必要がありますが、児童福祉法や児童虐待防止法には通告義務が定められています。通告義務は子どもを救うための大切な義務ですから、法律上の守秘義務よりも優先すると定められています。

また、要保護児童対策地域協議会(P16参照)では、関係機関が子どもや家族に関する情報交換などにより、適切な支援を行うこととされています。

児童虐待防止法

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(第6条)

児童福祉法

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。(第25条)

4 通告のとらえ方

虐待をしてしまう親は、悩みやストレスを抱え苦しんでいます。しかし、それ以上に、その親のもとで暮らしている子ども自身が、苦しみ傷ついています。私たちは、通告を以下のようにとらえることが重要です。

- 「子どもが困っているから」こそ通告しましょう。私たちは、「対応に困ったから」通告するのではなく、子どもの権利擁護の視点で通告を行うことを大切にしなければなりません。
- 通告することを責任転嫁などとマイナスイメージでとらえるのではなく、事態を前進させるための有効な手段、あるいは、虐待かどうか判断に迷うからこそ相談するなど、前向きにとらえましょう。
- 虐待を受ける子どもや虐待をしてしまう親へ関係機関と連携した支援が始まります。そして、親子関係の再構築や学校等と親（家庭）との新たな関係づくりへと発展していきます。「通告することによって、様々な関係づくりがスタートする」と考えましょう。



Q

通告したことで、親から苦情を言われたら、どのように対応すればいいのでしょうか？

A

以下の点に留意して対応してください。

- ① 必ず複数の教職員で対応する
- ② 学校等が通告したか否かを論点にしない、させない（基本的に、通告を受けた市町村や児童相談所は、通告者が誰であるかを親には伝えません）
- ③ 親の思いを聴き、気持ちに理解を示す
- ④ 「お子さんの今後について、一緒に考えていきましょう」というスタンスを崩さない（ただし、安易な家族の要求を受け入れたり、交換条件等には応じない）

※トラブルが予想される場合は、警察や児童相談所のケースワーカーなどに事前に相談することも有効です。

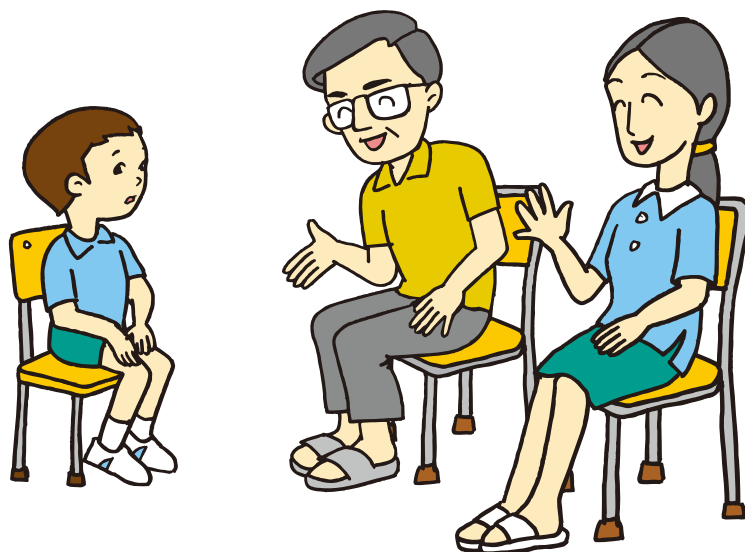
5 虐待を受けている子どもへの接し方

「あなたのことも大切だし、あなたの親も大切にしたい」を前提に、あせらず自然体で話し合しましょう。

また、話し合っていることが他の子どもに気づかれない、安心して話せる場所・時間帯を選ぶ、子どもが話しやすい位置に座る、子どもと同じ目の高さで座る、子どもの話にうなずき気持ちに寄り添いながらゆっくり話す、聴くことなどに配慮することが重要です。

POINT 子どもと接するとき

接し方のポイント	かける言葉（例）
○ 子どもの思いや考えを肯定しながら聴く。	「つらかったんだね」「怖かったんだね」 「腹が立ったんだね」
○ 現在の身の安全を確認する。ただし、事情聴取的な聞き取りや無理な追求にならないように配慮する。 ○ 「はい」「いいえ」の答えになるような質問の仕方にならないように注意し、できるだけ、子ども自身の言葉で話すことができるように引き出す。 ○ ひどい虐待があっても、子どもが不安にならないように冷静に聴く。	「〇〇に叩かれたことは、今までにもあった？ それとも、今回が初めて？」
○ その子どもを支えてくれる大人が周囲に存在するかを確認するとともに、できることを子どもと一緒に考えていくことを伝える。 ○ 「あなたの味方である」という思いを伝える。	「このことを、今までに誰かに相談した？」 「また今度そんなことがあったらどうする？」 「どうしたらいいか先生と一緒に考えてみない？ （一緒に考えたい）」
○ 「話したことは親には絶対内緒にする」など、安易な約束はせず、人の力を借りれば何か変わっていくのではないかと期待や安心感を抱かせる。特に性的虐待の場合などは、粘り強く説得する必要がある。 ○ 子どもが通告を拒否する場合が多いが、「あなたを守るためには、どうしても必要なこと」と伝え、根気強く話をしていく。	「あなたが、これ以上怖い思いをしたり、傷ついたりしないように、他の人にも相談したい」 「あなたやあなたの家族のことを専門的に考えてくれるところがあるよ」 「今の状態は、あなたにとって決してよいとは思えない。みんなで改善策を考えたい」



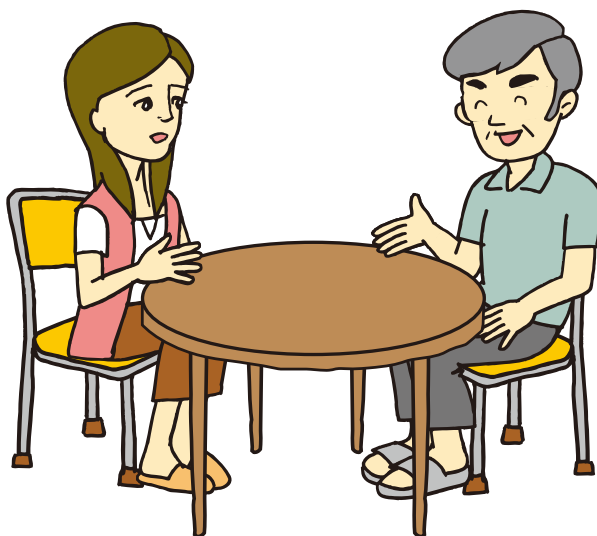
6 虐待をしている親への接し方

ひどい虐待をしている親ほど、自分の行為を正当化するものです。しかし、裏を返せば、それだけ子育てや子どもへの関わり方に自信がないのだともいえます。

「その行為が、本当に子どもにとってプラスなのか」を考えてもらうことに時間をかけ、話し合うことが重要です。

POINT 親と接するとき

接し方のポイント	かける言葉（例）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 親の意識に焦点を当てた会話を心がける。 ○ 親が子育てのうえでどんなことに不安やいらだちを抱いているのかを聴き、親の思いを受け止める。 	<p>「今困っていることはないですか」</p> <p>「今までがんばってこられたんですね」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「今、子どもがどんな思いでいるか」を考えてもらう（一緒に考える）。 	<p>「○○君はがんばっていますよ」</p> <p>「○○君はお母さんのことが好きなんですよ」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律（児童福祉法・児童虐待防止法）の基準に照らした事実としての認識を伝える。 ○ これまでの親の子育てを責めるのではなく、子どもの視点で「もう一度子育てを考え直してみよう」「これから私たちと一緒に子どもを支えていきましょう」という思いを伝える。 ○ 「できることからやってみよう」など、あせらず時間をかけて改善していくことを伝える。 ○ 指示や指導をするのではなく、選択肢として具体例を提示することも有効です。 ○ できれば定期的に話し合うことを約束したり、専門機関を紹介し、親の情緒的ケアをしたりする。 	<p>「気持ちはわかりますが、その行為は今では虐待とされます」</p> <p>「一人で苦しむ必要はないですよ」</p> <p>「どうしたらいいか、一緒に考えましょう」</p> <p>「○○などの方法もありますよ」</p> <p>「これからも一緒に話し合っていきましょう」</p>



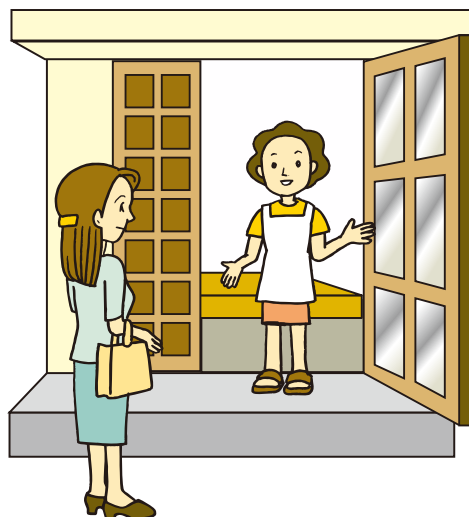
7 家庭訪問

子どもの生活の場に行くことによって、その子どもの置かれている環境を把握することや子どもの生活の場面を実際に見ること、親の思いを十分に受け止め信頼関係を深めることに家庭訪問の意義があります。

■効果的な家庭訪問のために

	留意点、準備物等
家庭訪問の前に	<ul style="list-style-type: none"> ① 事前の情報収集 名前の正しい読み仮名や漢字の表記、生年月日、身長・体重、障害・疾病の有無、家族構成や家族のプロフィール、学校等での子どもの様子、など ② 保健師や民生児童委員などに訪問の同行を依頼する場合は、日程調整をする ③ 食事時間などに配慮した家庭への連絡や訪問時刻の決定 ④ 地図、訪問先の連絡先、名刺、筆記用具、会えなかったときのためのメッセージカード、などの準備
家庭訪問の際に	<ul style="list-style-type: none"> ① 複数での家庭訪問 ② 状況を把握する視点 <ul style="list-style-type: none"> ・室内の整理整頓の状況はどうか、あるいは、生活感が感じられるか ・玩具や絵本、学用品など年齢にふさわしいものがあるか ・家庭内での主導権を握っているのは誰か ・親の表情や言葉遣いはどうか ・親がこだわったり強調することは何か ・親の子どもへの語りかけ（否定的な言葉など）はどうか ・生活リズム等しつけはできているか ・子どもは親への甘えを見せているか など
家庭訪問の後で	<ul style="list-style-type: none"> ① 支援カードへの記入（記録に残す）と管理職への報告 ② 訪問で把握した内容の学校等や関係機関で情報共有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 通告後に家庭訪問するときは、市町村や児童相談所に事前に連絡し留意することを確認する ② 家庭訪問を拒否する親に対しては、親の心を開くため（教職員の思いを知ってもらうため）に顔見せ程度の家庭訪問をこまめに行う、会えなければ「お会いできず残念です」、「会ってお話したい」などの書き置きをしてくるなどの根気強い取組をする

※上記は、虐待の疑いがあった場合の家庭訪問を想定したものです。



事例場面2 “ひらく”

B先生は、A君のことでいくつか気になることがあるので、教頭先生に相談し、家庭訪問をすることにしました。自宅へ行くと、ちょうど父親が在宅で、その父親の後ろでA君は頬をはらしてうつむいています。叩かれたあとのように見えます。父親に理由を聞くと、「悪いことをしたから叱っただけだ」と言います。

B先生は、学校に戻り、学年主任の先生と教頭先生に報告しました。

教頭先生から報告を受けた校長先生は「これは児童虐待かもしれない」と考え、教育委員会へ報告し、市の福祉事務所に通告しました。

それと同時に、校内で支援チーム会を開くことにしました。支援チーム会のメンバーは、校長・教頭・養護教諭・学級担任・学年主任・生徒(生活)指導担当・人権教育主任です。会の中で、養護教諭から「4月の歯科検診の時にう歯がたくさんありました。」と報告がありました。また、生徒(生活)指導担当の先生から「この前、A君の腕にかすり傷があったので、『どうしたの?』と聞くと『階段ですべった』と言っていました。」など、A君についての情報が出されました。

支援チーム会では、再度家庭訪問することなどが確認され、職員会議で話し合うことにしました。

事例場面3に続く・・・

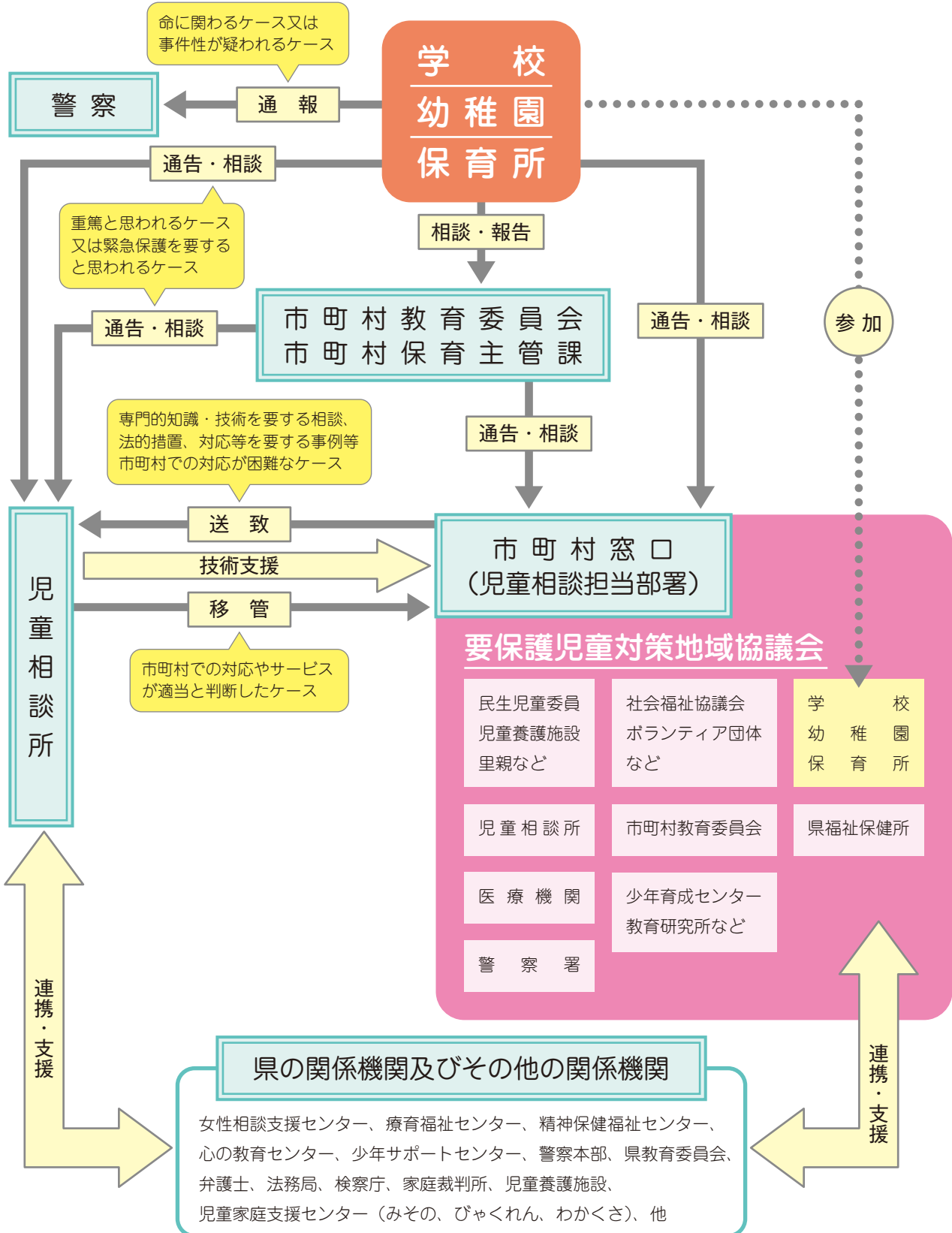
上記の事例場面をもとにグループをつくって以下のポイントで話し合ってみましょう。

POINT 話し合い

- ① 通告の義務とタイミングについて、話し合ってみましょう。
- ② 支援チーム会は、どのようなメンバーで構成すればいいのでしょうか？各学校・幼稚園・保育所の実態に照らし合わせて考えてみましょう。
- ③ 支援チーム会で、家庭訪問以外に確認しておかなければいけないことは何でしょうか？
- ④ このあと、どんなことに配慮して家庭訪問すればいいのでしょうか？
- ⑤ 相談や協力を求める機関として考えられるところはどこでしょうか？

関係機関と連携し、つながっていきましょう

1 通告・相談の流れ





要保護児童対策地域協議会



要保護児童対策地域協議会は、高知県では市町村単位で設置されており、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うために関係機関が情報を共有し、支援内容を協議する「児童福祉法」で定められた組織です。

この協議会では、市町村長が指定する「調整機関（児童福祉担当部署など）」が運営の中心となって、学校・幼稚園・教育委員会などの教育関係、保育所・児童相談所・主任児童委員・民生児童委員など児童福祉関係、保健所・医師など保健医療関係、警察や司法関係、人権擁護関係などの関係機関等が構成員となり、課題についての共通理解とそれぞれの機関の特性を生かした役割分担などで、子どもやその家族へ具体的な支援を行っていきます。

会議は、構成員の代表者による「代表者会議」、実務者担当者による「実務者会議」、個別の事例について担当者レベルで適時に検討する「個別ケース検討会議」で構成（標準モデル）されています。

この会議に持ち寄った情報や会議の中で話し合われた内容については、参加者に対する守秘義務が徹底されていますし、複数の関係機関等の多面的で、実情に沿った協議による支援が期待されています。

今後、この協議会の機能を高め、地域の子どもたちへの効果的な支援を行うためには、学校等がこの協議会にどれだけ積極的に関わっていくか、また、日ごろから市町村・地域との関係をどれだけ密接にしているかが重要となっていきます。

※「要保護児童」とは、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3）」で、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれます。

2 関係機関との効果的な連携

虐待の予防、早期発見、早期対応を図るために、以下の取組を進めましょう。

① 「保・幼・小・中・高」の連携

年度の切り替わる時期だけでなく、年間を通して定期や不定期にそれぞれの担当者や担任が集まり、課題を抱える子どもや親に関する情報交換を行うことは、効果的な支援や虐待の早期対応につながります。(特に、転校の際は、引き継ぎを確実にすることが重要です。)

また、各学校等において、子どもや親への支援で効果的であった点等を具体的にまとめた「個人(家庭)シート」を作成し、進学先の学校に引き継ぐことや、きょうだいの通う学校等と一緒に対応策を検討することも有効です。

② 市町村の関係部署との連携

少しアンテナを広げるだけで、多くの情報が得られ、日ごろの子どもや親との関わりの参考となります。

学校等は、教育委員会・保育主管課だけでなく、市町村の関係部署、特に乳幼児を担当する部署や保育を担当する部署に出向き、情報を共有しましょう。

③ 関連機関との連携

管理職は、年度初めに関係機関に出向き人間関係をつくることにより、どんなに小さなことでも相談できる、いつでも協力を要請できる関係を築くことが重要です。また、要保護児童対策地域協議会や地域ネットワークに積極的に参加することや会の招集を要請しましょう。

その他、開かれた学校づくりに民生児童委員にも出席してもらい、日ごろの子どもや家庭の状況について情報交換を行いながら、関係づくりを進めることも重要です。

3 各関係機関の主な役割

通告が受理されると、要保護児童対策地域協議会などでケース会議が開かれ、各機関が持ち寄った情報をもとに、具体的な援助・介入方法などが検討されることとなります。

虐待を受けた子どもの支援や保護者への対応に当たっては、各機関が行っている活動内容を理解し、お互いの役割を明確にして連携していく必要があります。

各機関の特徴や役割を整理することによって、支援ネットワークの一役を担う学校等が主体的に取り組まなければならない役割が見えてきます。

関係機関等の役割

① 市町村児童相談担当課（P42に「児童相談担当窓口一覧表」を掲載）

児童に関する生活相談、家庭や親子関係に関する悩み、いじめ・不登校、児童虐待に関することなどの相談を受け付けています。

家庭児童相談室は、各市の福祉事務所に設置されており、家庭児童相談員を置き、児童の生活相談、家庭や親子関係に関する悩み、いじめ・不登校、児童虐待に関することなどの相談を受け付けています。

② 児童家庭支援センター（P43に「児童家庭支援センター一覧表」を掲載）

児童相談所など関係機関と連携し、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設です。

③ 児童養護施設

おおむね2歳から18歳未満の保護者のいない児童や虐待されている児童、その他養護が必要な児童が入所しており、養護や自立の支援をしています。

④ 民生児童委員、主任児童委員

住民の生活状態を必要に応じて適切に把握し、援助を必要とする人の生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報提供などを行います。

民生委員は、児童委員を兼ねることとされています。

民生児童委員の中に、児童福祉に関わる問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は区域担当児童委員と協力し、児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡調整をとるなどの役割を果たしています。

⑤ 福祉保健所（P43に「福祉保健所一覧表」を掲載）

県では、福祉事務所と保健所が一体となって業務を行っています。

医師・保健師・精神保健福祉相談員などの専門スタッフを置き、母子保健、思春期保健及び障害児等の療育相談、精神保健福祉に関することなどの相談に応じています。

⑥ 警察

警察相談や各種警察活動を通じて児童虐待の早期発見に努めています。また、関係機関との連携により対応することで、児童虐待の予防や再発防止、児童の生命・身体の安全を図っています。

事例場面3 “つながる”

職員会議で、何人かの先生からA君について「おかしいな」という情報が出されました。

小学校低学年の時の担任からは、父親が入退院を繰り返し、就労状態が不安定であったことなどの話が出されました。話し合ううちに、父親の現在の健康状態や家庭の状況はどうなのか、A君と父親の関係はどうなのかなど、様々な疑問点が出てきました。

そこで、改めて情報収集し整理することが大切だと確認されました。それぞれの教職員がA君について、気づいたことを記録し、教頭先生に情報を一元化すること、今後外部機関との連絡調整役は教頭先生が担当することなどが確認されました。

また、支援チーム会では、担任や学年主任、養護教諭等の子どもや親への支援の仕方や留意点について、具体的に話し合いが行われました。

この後、市の要保護児童対策地域協議会が開かれ、教頭先生と担任が参加しました。この会の中では、民生児童委員からこの家族が地域でも孤立していることが報告されました。そして、いつ、誰が、どのようにして子どもを支援するのか、家族にアプローチしていくのかについて話し合いが行われ、早速支援が始まりました。

事例場面4に続く・・・

上記の事例場面をもとにグループをつくって以下のポイントで話し合ってみましょう。

POINT 話し合い

- ① どんなことに注意して情報を記録しなければいけないのでしょうか？
- ② 「学校」が中心となることができることは何でしょうか？
- ③ 他機関の協力を得ることで、効果的に行える支援は何でしょうか？

支援をつづけながら、虐待の予防・再発防止に取り組んでいきましょう

1 子どもへの継続支援

① 人的支援

《子どもが安心できる環境づくり》

子どもは様々な症状や、ときには問題となる行動を示す場合があります。家族の状況やその子どもが生きてきた生活全般に思いをはせ、その背景の理解に努めることが大切です。

そして、学校等での生活がその子どもにとって安心できる場となれるよう、恐怖や不安を感じやすい場面はないか、対処できない課題はないか等、その子どもの様子を丁寧に観察し整理検討したうえで、生活しやすい場面や取り組みやすい課題から始めることです。このように、徐々に通常の学校等での生活になじんでいけるよう導いていくことが必要です。

《教職員との関係づくり》

虐待を受けた子どもの家庭・学校・幼稚園・保育所の生活全般に注意を払いながら、微笑みや声かけなど、温かく見守っていることを絶えず具体的なメッセージとして伝え続けることが重要です。場合によっては、特定の教職員が意識的に関わることも必要となります。

《友だちとの仲間づくり》

虐待を受けた子どもが友だちと関わっていくとき、弱い者に対して力を誇示したり、ときには陰でいじめを行う場合もあります。この場合、ほかの子どもたちへの迷惑な行動は制限する必要があります。

その逆に、周囲の子どもからいじめの被害に遭う場合もあります。この場合は、いじめの被害から子どもを守る必要があります。

そうした経験を積み重ねることによって、周りの大人への信頼を深めていきます。また、自分の感情や思いを他人に伝える力が乏しい子どもも多く、教職員がその子どもの気持ちを代弁して、ほかの子どもたちに伝えることも重要となります。



② 物理的支援

虐待を受けた子どもが抑えつけていた自分のマイナスの感情を認めることができる教材や、子どもが情緒不安定になったときに個別で落ち着ける場所を準備しておくことが必要となります。

特に場所づくりでは教育相談の部屋や保健室などの一角に、小さいカーペットやテーブルを置くことや静かに本を読むことができる椅子を設置しておくことなど、学校等の実態に応じて、子どもが落ち着けるよう工夫することが大切です。

■具体的な関わり方

『日々の学習活動を通じて』

虐待を受けた子どもは、萎縮した生活を送ってきたことで、学力が低下し、このために劣等感を強く抱いていることが少なくありません。この場合、できることを具体的に評価すると同時に、遅れている学習は、できるところからスモールステップで十分な評価を与えながら積み上げていくことです。

また、友だちと上手に関われない子どもは、休み時間などにどうしていいのかわからず、トラブルに陥りがちです。このようなときは、教職員のそばでちょっとした役割を与えるのも効果的です。また、今までできなかったことができた喜びやみんなの役に立ったことの心地よさを体感したときは、教職員と一緒に喜びましょう。ほめられたり、ともに喜びを分かち合う体験が増えたりすることで、教職員との関係が良好になると同時に、子どもの自己評価も高まります。

『暴言や暴力、盗みなどの逸脱行動を行ったとき』

「それはいけないことであり、決して認められない」ことを明確に伝える必要があります。ただし、長い説諭は、自分の受けてきた虐待の恐怖を思い起こすなど混乱を招く場合がありますから、その点に注意する必要があります。

『興奮が激しくパニック状況に陥ったとき』

冷静に対処し、刺激の少ない静かな場所に移動させ、時間をかけ、気持ちを落ち着けるようにしていきます。こうしたときは、教職員が一人でなく、複数で対応することが重要です。子どもが教室から飛び出したときには、職員室、事務室、保健室、給食室などの全教職員が連携して対応することが必要です。

そして、子どもが落ち着いたら、そのことを大いにほめることが大切です。冷静なときに改めて何が起こったのかを確認することが必要となりますが、はっきりと思いつけない場合もあります。そのときは、追求のしすぎに注意する必要があり、冷静に表情を読み取りながら対応することが大切です。

さらに、子どもの怒りの気持ちを受け止め、行動でなく言葉で伝えられるよう少しずつ導いていくことが重要です。

2 親への継続支援

親は、私たち教職員にとって「子どもを育てる大切な協力者」です。

子育ては親が主体となって行われるものですが、教職員が親と一緒に「子育ての主体」となる思いや姿勢が、親への支援、そして子どもへの支援につながります。

① 関係機関と連携しながら進めること

通告した後も、子どもや家庭の状況は刻々と変化します。市町村児童相談担当課や民生児童委員、児童相談所等と情報を共有し、支援方法を検討することが必要です。

なお、通告は一度きりとは限りません。新たな事実や状況の変化があれば、その都度通告する必要があります。

② 学校等が主体となって取り組むこと

学校等での子どもの様子をこまめに伝え、親との関わりを深めていくことが重要です。そして、会話の中から、親の心理的状況や家庭の様子を読み取ることを心がけましょう。

3 児童相談所での一時保護の期間中、終了後の子どもや親への支援

一時保護（P40 参照）に至ったということは、かなり深刻な状況・環境にあったといえます。一時保護の期間中に、教職員が積極的に児童相談所に出向き、子どもや親とじっくり向き合うことが重要です。

その後、一時保護が終了し、子どもが学校等に復帰するということは、何らかの親子関係の改善や一定の進展が見られたということです。

子どもが学校等に復帰する際には、児童相談所から保護期間中の親や子どもの状況や変化が見られた点、復帰後に気をつけなければならない点などを説明してくれますので、学校等はその内容を参考に見通しを立てた取組を進める必要があります。

一時保護が終了し、子どもが学校等に復帰したときを絶好のチャンスととらえ、以下の点を心がけましょう。

① 子どもが、安心して学校等で生活が送れるよう最大限の配慮と愛情を注ぎましょう。

虐待を受けた子どもは、学校等に復帰することに、不安や戸惑いと同時に喜びや期待を抱いています。

② 親との関係づくりを進めましょう。

児童相談所との連携が心を開く機会になるのは、親も同じです。児童相談所に、親と面会する場面を設定してもらったり、親子が再会する場面に同席させてもらうなどして、今後について親とじっくり話し合ひましょう。



4 虐待に対応する教職員のメンタルケア



① 支え合える職場環境をつくる

虐待を受けた子どもや虐待をする親と関わると、教職員は大きなストレスを受けたり、心身ともに追い詰められ、達成感よりも疲労感・無力感の方が大きくなったりすることがあります。

教職員が、人間関係の中で、窮屈な思いをしたり、お互いに言いたいことを言えない状況は、ますますそのストレスに拍車をかけます。

よりよい教育・保育をしていくためには、きちんと自分の意見を伝えることが必要です。チーム支援をしていく中で、教職員同士がお互いの支援状況を見守り、何かあったら、声をかけたり相談したり支え合える関係を日頃から作りましょう。

② 担任のプレッシャーの軽減

虐待を受けた子どもの情緒などが安定しないのは、自分のせいだと考える教職員がいます。自分の力不足のせいではないかと思いつめてしまうのです。「あの子は自分一人では対応しきれない」と、なかなか言えないものです。それは、子育てが上手くいかないことを恥だと感じて、抱え込む親と同じです。

しかし、それでは虐待を受けた子どもの情緒が良い方向に向かう前に、自分自身の心が疲弊していきます。そうした状況にならないためにも周囲に助けを求めることが肝心です。

③ 教職員の健全な精神を大切にする

虐待をしてしまう親が心を開き、自分の苦しみ悲しみを担任に吐露できるようになることは、一歩前進した証拠です。しかし、「先生なら私の気持ちを理解してくれる」「先生に何とかしてもらいたい」「先生が唯一私を救ってくれる人だ」と過度に頼られることがあります。もちろん、親の気持ちに寄り添うことは大切ですが、「自分だけがこの親を救うことができる人間なのだ」と過大な思いこみをせず、自分の精神的ケアも大切にしながら、関係機関と連携することで解決していくこと（カウンセラーを紹介するなど）を忘れてはいけません。

教職員のメンタルケア3か条

- 1 一人で抱え込まない（悩みも、情報も）
- 2 孤立させない（声をかけあいましょう。気分転換を図るように気を配ることが肝心）
- 3 虐待対応の苦しみに取り込まれない（自分の健全さを保ち、親や子どものケアにあたる）

5 虐待の予防、早期発見、健全な子育てのための保護者への啓発

「学校・幼稚園・保育所だより」や「学級通信」などで、子どもへの適切な関わり方を啓発したり、悩みを抱える親に相談できる関係機関を紹介したりしましょう。

保護者総会などで、児童虐待防止における学校等の取組を伝えるとともに、近所に気になる家庭があれば市町村や学校に連絡してもらおうようお願いしましょう。

その際、子どもの命を守り、家庭がよりよくつながってほしいとの願いが「通告」であることを、保護者に伝え、理解を求めていくことが重要です。

学年懇談会や学級懇談会などで、教職員の方から子育ての悩みやしつけなどについて積極的に話題にあげ、親から子育ての楽しさや悩み、子育て観を気軽に出し合ってもらいましょう。そのことをきっかけに、一人ひとりの親が子育てについて改めて考えることができるし、親同士がつながっていくこともできます。

教職員は、「親の思いに寄り添う」視点を大切に、保護者と話し合しましょう。

- ① 子育てによるストレスや悩みについて一緒に考える
- ② 子どもの心に寄り添うことは、大切なことであると同時に、とても難しいことだという認識を持つ
- ③ 子どもの将来を思うがあまり、ついつい大人本位の押しつけとなり、子どもの心が置き去りになることは、誰にでもありうることである
- ④ 大人のどのような言動が子どもを傷つけてしまうのか、一緒に考える

事例場面4 “つづける”

B先生は数回目の家庭訪問でやっと母親と会うことができました。母親は、父親が失業中であり経済的に苦しいこと、言うことをなかなかきかないA君のしつけは父親に任せていたことなどを、ぽつりぽつりと話し始めました。

その後、父親は、各関係機関からの働きかけもあり、最近仕事に就きました。A君の作文には「休日に、父親と一緒に公園で遊んだ」ことなどが書かれることもあり、親子関係が徐々に改善されているようです。

最近のA君は、養護教諭に嫌だったことや嬉しかったことなどを話してくれることが多くなりました。しかし、時には、暴言を吐いたり、「どうせ僕なんて」と感情的になって大泣きしたりすることがあります。

保護者・A君のため、懸命に対応するB先生に、校内の支援チーム会のメンバーはもちろん、他の同僚も「大丈夫?」「何か手伝えることはない?」と積極的に声をかけてくれます。

A君への今後の対応はもちろんのこと、今後起こりうる他の児童への虐待の早期発見、未然防止を図るために、教職員の校内研修が近々行われます。

上記の事例場面をもとにグループをつくって以下のポイントで話し合ってみましょう。

POINT 話し合い

- ① 心の変化が見られ始めたA君に、今後どのように支援していきますか?
- ② 校内でB先生を支えていくためには、どんなことができますか?
- ③ 虐待の未然防止や早期発見のために、どんなことができるのでしょうか?
- ④ 一時保護が行われた場合、どのように支援していけばいいのでしょうか?

研修・学習資料

- 1 虐待に関する研修用事例
- 2 虐待から子どもを守るための教育

1 虐待に関する研修用事例

ケース1 子育てがわからず放任の母親

今度、B保育所年中組に入所したばかりのAちゃんは母親と二人暮らしです。昨年度まで通っていたC保育所からの引き継ぎでは、4ヶ月健診で体重が1.5キロしか増えていなかったことから、児童相談所の指導によってC保育所に通うようになったということでした。父親は行方がわからなくなっており、母親が生活保護を受給しているということです。担任の先生は、子どもの様子を知っておこうと思い、家庭訪問をしました。

家に入ると、足の踏み場がないほど散らかっているだけでなく、ペットとして飼っている猫の糞尿がそのまま放置されている状態でした。

母親に食事のことを聞くのですが、受け答えがはっきりしません。家庭内に散らかっているゴミの様子からコンビニで買って来た弁当を食べて暮らしているようです。

Aちゃん自身もお風呂にあまり入れてもらえていないのか、髪の毛が汚れて頭に張り付いています。

その他、B保育所に通うために必要なものを提示しても、母親はぼんやりと聞いて理解していないようでした。

POINT 話し合う

- ① ネグレクトの要因と思われるのは、どういうところでしょうか？
- ② Aちゃんの家庭内の様子について、どのように情報収集したらいいのでしょうか？
- ③ 母親に対して、どのような関わりや支援ができるのでしょうか？
- ④ 関係機関との連携はどのようにすればいいのでしょうか？

『親としての自信が持てるような支援を』

ネグレクトの原因がすべて親の社会生活能力の低さや障害に起因するものではありませんが、このケースは何らかの子育てにおけるリスクを母親が抱えていると思われます。母親の養育能力・経験の不足をどのように補うかが課題となりますが、養育意欲や親としての責任で保護者を責めることがないように、いかにサポート体制をつくるかが大切です。子育て支援センターなど関係機関と連携し、ソーシャルスキルトレーニングなどを通して「子どもと楽しく遊ぶ」「叩かないで子どもを叱る」「家の中をきれいにする」などをサポートしていきます。

母親に対して教職員が意識的に声をかける・ゆっくりと丁寧に対応することによって、母親とのコミュニケーションが徐々にとれるようになった成功事例も報告されています。また、周囲の保護者が「あのお母さんは普通じゃない」などと噂をしていたとき、「普通じゃないという基準がわかりませんが、〇〇ちゃんのお母さんががんばっているんですよ。」と働きかけた結果、その母親に対して温かい声がけをする親も出てきた例もあります。

ある地域の民生児童委員さんから小学校に連絡がありました。5年生に在籍しているAさんの父親はアルコールが入ると暴れて物を壊したり、母親に暴言を吐いたりしているということです。Aさんは両親と保育所年長の妹の4人家族です。

担任のB先生は、Aさんと呼んで話を聴いてみると、「普段のお父さんはとても優しいけれど、お酒を飲むと暴れるので怖い。そんな時には、お父さんが眠るまで、妹と押入れに隠れているようお母さんに言われている。この前もお父さんはお母さんに大声で『死んでしまえ』などと暴言を吐いたり、ガラスを割ったりした。」というものでした。明るく元気なAさんですが、この話を泣きじゃくりながら話してくれました。

POINT 話し合う

- ① 虐待と思われるところはどこでしょうか？
- ② Aさんの家庭内での様子についてどのように情報収集をしたらいいでしょうか？
- ③ 保育所と小学校との間での連携はどのようにしていったらいいでしょうか？
- ④ 関係機関との連携はどうしたらいいでしょうか？
- ⑤ 保護者への対応はどうしたらいいでしょうか？

『児童虐待とドメスティック・バイオレンス（DV）の関係について』

子どもに直接的な暴力はなくても、子どもにDVを見せつけることは子どもに著しい心理的外傷を与え、児童虐待に当たると法律に明記されています。（児童虐待防止法第2条第4項参照）

DVの被害者は、なぜ逃げないのかという次のことが考えられます。

- ① 加害者から、繰り返し身体的暴力や心理的暴力を受けていると自分に自信が持てなくなり、抵抗する気力を失って逃げるができなくなる。
- ② 暴力のことを誰かに言ったり、別れようとしたら「殺す」などの脅かしを受けている。
- ③ 生活に必要な最低限の金銭しか渡されていないため、逃げることをあきらめている。
- ④ いつも暴力を振るうわけではないので「優しいのが本当のあの人の姿」と信じている。

子どもの虐待の背景にDVが潜んでいる場合は、子どもに対する支援と併せてDVの被害者への支援も視野に入れた対応が必要になります。具体的には、警察署や家庭裁判所のほか、被害を受けた大人を保護してくれる専門機関（女性相談支援センターなど）があることなどを助言することが大切です。

中学2年生の女子生徒Aさんは、母親と小学校4年生の妹、幼稚園年中の弟の4人で暮らしています。

Aさんは、1年生のとき学校を休むこともめったにありませんでしたが、2年生になった頃から、休みがちになり、ここ1ヶ月ほどは頻繁に休むようになりました。

担任が、自宅に電話したり、本人に直接聴いたりしても、Aさんは、いつも決まって「体調がすぐれないから。」と言います。

心配になった担任は、家庭訪問をすることにしました。

Aさんの自宅に行くと、中からAさんが玄関先に出てきて、「私のことは心配しないで。帰って。」と言うのです。しばらくして、奥の方から「どうぞ上がってください。」という声が聞こえ、中に入ると母親が布団に寝ていました。

母親の話では、「3ヶ月ほど前に病気が悪化し、ほとんど寝たままの状態。仕事もやめ、現在生活保護を受けて生活している。長女であるAには、下の二人のきょうだいの面倒や家事をやってもらわないと困るので、学校に行かないように言い聞かせており、本人も納得している。」と言うのです。

翌日、登校したAさんに、「あなたの本当の気持ちを聴かせてほしい。」と言うと、Aさんは、「学校に来たいけれど、お母さんのことが心配だし、妹や弟のこともあるので、仕方ないと思っている。」と言いました。

POINT 話し合う

- ① このケースをもとに、虐待と不登校の違いについて考えてみましょう。
- ② この家庭を支援するために、どこの関係機関と連携すればいいのか、考えてみましょう。
- ③ 最終的に、Aさんが楽しく登校できるようにするためには、どのような働きかけが必要なのでしょう？母親、Aさん本人の両面から考えてみましょう。

『家族全体への支援を視野にいれた取組を』

日本国憲法には「親が子どもに義務教育を受けさせる義務」が課せられています。そして、親の意思や都合で子どもを登校させないのは、不登校ではなく、明らかにネグレクトに該当することを母親にはっきり伝えることが重要です。

また、学校としては、Aさんが登校できることのみ意識されがちですが、将来のことを考えると、家族全体のことを視野に入れた取組を行われなければ根本的な解決にはつながりにくいと思われます。

家庭の状況が厳しいこと自体を、学校や担任だけで解決するのは困難です。弟の通う幼稚園や妹の通う小学校と連携し一緒に解決策を探ることも必要です。そして、母親のためにどんな手立てがあるのか、子どもたちのためにどのような支援ができるのか等、市町村福祉課をはじめ関係機関から情報を収集し、助言することも学校の重要な役割です。

高校2年のAさんは、両親が離婚し母親と二人暮らしでしたが、1年ほど前に母親が再婚し、現在はその義父と3人で生活しています。

クラスのムードメーカーで、いつも明るかったAさんでしたが、最近、元気が無く、表情もさえません。

ある日、「寝不足で授業を受ける気にならない。休ませてほしい。」と保健室を訪れたAさんに、養護教諭が「最近、元気がないみたいだけど、何かあったの？」と聴くと、Aさんは「実は、3ヶ月ぐらい前から、母親のいないときを見はからって、義父からわいせつな行為を強要されている。でも、このことは、絶対に誰にも言わないでほしい。」と言うのです。

養護教諭は、まずは担任だけに、このことを伝えました。

POINT 話し合う

- ① あなたが担任だったら、この後どのような行動をとるのでしょうか？
- ② なぜAさんは「誰にも言わないでほしい」と言ったのでしょうか？Aさんの思いについて、考えてみましょう。
- ③ あなたが担任だったら、Aさんにどのようなことに配慮して接しますか？担任が男性の場合、女性の場合の両方から考えてみましょう。

『年齢に応じた接し方』

女性の体に関する非常にデリケートな問題であり、担任が男性か女性かでも、この生徒への対応の仕方は変わってきます。

性的虐待を受けている場合、特にフラッシュバックを起こしやすいことや思春期であることなどに配慮する必要があります。

このケースでは、自ら話していますが、性的虐待を受けた場合、自分からは言いだせない場合が多いと考えておくべきでしょう。

このケースは、明らかな性的虐待であり通告することは当然ですが、心の回復を図るために、「これ以上、あなたにつらい思いをさせたくない」「あなたには幸せになる権利がある」ことなどを根気強く伝えることが重要です。

高校生にもなると、ある程度、事の重大さや現実を受け止めることができます。「あなたのケースは、とても深刻である。あなたを守るためには、児童相談所や精神保健福祉センターなどに相談することが必要である。」ということ伝え、できるだけ本人が納得のうえで、関係機関と連携していくことを心がけましょう。

高校生という年齢を考えれば、例えば、下宿して親元を離れるなどの選択肢もありますが、それでは一時的な避難に過ぎず根本的な解決には至りません。児童相談所と連携しながら、子どもの精神的ケアと具体的な援助を進めることが必要です。

知的障害と自閉傾向があり、特別支援学校に通う小学3年生のA子さんは、父親と母親の3人で暮らしています。父親の転勤のため県外から2年前に転居してきたので、身近に身寄りはありません。

3ヶ月ほど前から、母親は、パートに出るようになり、A子さんとゆっくり関わる時間がないようです。

最近、風呂に毎日入っていないようで、頭髪がにおうことがあります。靴下も穴があいたままで登校しており、提出物が出ないことも多くなっています。

A子さんのことを心配した担任のB先生が、母親と話をする、「A子は、注意してもいうことを聞かん。」「食事に時間がかかって大変だ。」など、A子さんの行動について不満を述べ、「産まなきゃ良かった。」ともらしました。

これまでも、おしりや背中にあざのようなものがみられたことがありました。昨日登校してきたときには、A子さんの腕にやけどがあったので、学校で簡単な手当てと包帯をしました。母親には病院へ連れて行ってもらうように話しましたが、今日もA子さんの腕には、昨日学校でした包帯が汚れたままつけられています。

POINT 話し合う

- ① A子さんのけがややけどのあとを、学校で確かめるためにどのような工夫ができるのでしょうか？
- ② 虐待と思われるのはどういうところでしょうか？
- ③ 母親に対し、どのような関わりや支援ができるのでしょうか？
- ④ 関係機関との連携はどうしたらよいのでしょうか？
- ⑤ 虐待の予防や再発防止のためにどのような取組が考えられますか？

『母親のストレスを和らげるために』

学校は、児童生徒に、虐待が疑われるけがやあざを発見した場合は、通告しなければなりません。子どもの命、安全を守るために、学校ができることには限界があり、関係機関と連携して対応する必要があります。

このケースの母親は、身近に相談できる人もおらず、大きなストレスを抱えている状況にあります。さらに、自己決定ができない状況にもあると思われるので、母親になんらかの影響を与えられる存在を探してみることも必要です。また、母親の気持ちをどう受け止めていったらいいかなど、人間関係を築いていく方法を検討することが大切です。

保護者会で同じ悩みを語り合う場や卒業生の保護者との交流なども考えてみるのもいいですが、無理に参加を促すと逆効果になることもあるので配慮する必要があります。

このケースは、家庭での父親の存在や父親の考えがわかりません。父親へのアプローチも検討する必要があります。

こうした対応を学校だけで考えるのではなく、療育福祉センターなど関係機関と情報を交換し合い、違う視点からの意見をもらい、力を借りることで、より有効的で継続した取組や手立てを見つけることができます。

2

虐待から子どもを守るための教育

虐待を未然に防止したり、再発を防止したりするためには、子ども自身に以下の三つの力を育むことが重要です。

- ① 自分のことを大切な存在だと認識する力
- ② 今自分が置かれている状況について正しく理解する力
- ③ 周囲の人に相談したり嫌だと感じたことを伝えたりする力

人権教育や人権学習を実践し、これらの力を育みましょう。

以下は、虐待を間接・直接的に扱った教材です。各学校等の学習に役立ててください。なお、他にも『えがお きらり』（平成18年3月 高知県教育センター発行）などもご活用ください。

教材1

おしえてね どんなきもちなの？

対象学年

保育所、幼稚園、小学校1年～4年生

準備物

31ページのイラストを拡大して、裏に気持ちの言葉を書く。
それをカードやペープサートにしたものを用意する。

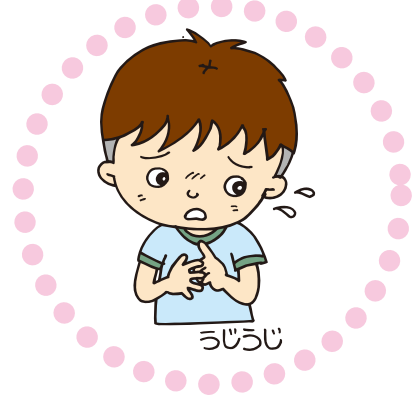
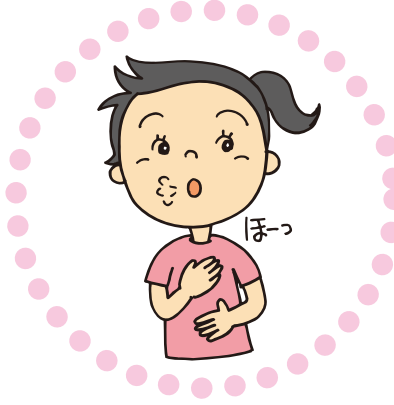
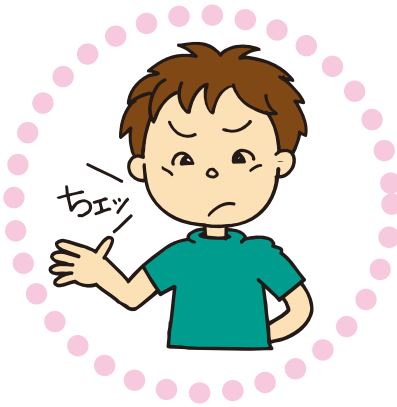
ねらい

- ① 自分の感情に気づき、言葉で伝える。
- ② 人にはそれぞれ違う感じ方があることに気づく。
- ③ 自分の感情は全て大切だということに気づく。
- ④ 「さびしい」「怖い」「悲しい」などは悪い感情ではないこと、周りの大人に伝えることの大切さを知る。

すすめ方

- ① 教師が指示した絵カードについてそのような気持ちになったことがあるか考える、それはどんな時か発表し合う。
- ② 全部のカードの中から、自分が体験したことがある気持ちを探す。それはどんな時か、発表し合う。
- ③ 次の日の朝の会や終わりの会などで「おしえてね どんなきもちなの？」を知ることを知る。教師から「わたしの気持ちは〇〇〇です。なぜかという〇〇〇〇だからです。」など発表の仕方のモデル例をもとに考える。
- ④ その日、その時の気持ちを発表する。発表した後は教師の肯定的な評価とクラスメートの拍手で終わる。特に「さびしい」「怖い」「悲しい」などの感情を伝えたときは、「大切な感情だね、よく言ってくれたね。大切なことだから後で先生にもっとお話をね。」など教師からの個別的な支援の導入になる。

* 「パスあり」があってもいいこともルールとして伝えておく。強制はせず、気持ちを言える・聞いてもらえる雰囲気にしていくことが大切です。



対象学年

小学校5年・6年生

準備物

33ページのワークシート

ねらい

- ① 自分の気持ちを聴いてくれる大人にはどんな人がいるのか気づく。
- ② 自分の身の回りの怖いことや恐ろしいこと（暴力）には何があるか気づく。
- ③ 暴力（怖い体験）を受けた時の気持ちに気づく。
- ④ こういう体験をしたときは自分の中にしまいこんでしまうのではなく、周りの大人に伝えることの大切さを知る。

すすめ方

- ① いろんな人が私たちを守ってくれているが、反対に私たちを恐ろしくさせたり、怖くさせたりすること、もの、人は何があるのだろうか、発表し合う。
- ② その時、どんな気持ちだったか、体にどんな変化があったかなどをワークシートに記入する。
- ③ 周りの大人に自分の気持ちを伝えることが大切であることや、一人の大人がわかってくれなくても、必ず自分の気持ちを聴いてくれる大人に出会うまであきらめずに話すことの大切さを知る。
- ④ 自分たちの身の回りには自分の気持ちを聴いてくれる大人にはどんな人がいるのだろうか、発表し合う。



その時あなたはどんなふうになった？
思い当たることを○で囲んでみよう。

- ・ 悲しくなった
- ・ こわくなった
- ・ さびしくなった
- ・ 腹が立った
- ・ 自分が小さくなる感じがした
- ・ いらいらした
- ・ おなかが痛くなった
- ・ ごはんを食べることができなくなった
- ・ 手や足がふるえた
- ・ 手のひらにあせをかいた
- ・ のどがかわいた
- ・ おしっこが近くなった
- ・ 夜、変なゆめをみるようになった

ほかには？何がある？

対象学年

中学校・高等学校

準備物

35・36 ページのワークシート①・②

ねらい

- ① 児童虐待について理解する。
- ② 「しつけ」か「虐待」かを区別する力を身につけるのではなく、自分が嫌だと思った時、どのような行動をとったらよいか考える。

すすめ方

- ① 児童虐待について知っていることはどんなことか考え発表する。
- ② ワークシート①を見てどういうことが児童虐待なのかを理解する。また児童虐待はあってはいけないことを知る。
- ③ ワークシート②を使ってそれぞれ「あっていいこと」「あってはいけないこと」「どちらともいえない」のどれにあたるか、話し合い、分類する。
- ④ 話し合った結果とその理由を発表する。
- ⑤ 虐待かどうかわからなくても、自分が嫌だと思うならどうするかを考え、発表する。
- ⑥ 嫌だと思ふ気持ちを大切に、「逃げる」「誰かに相談する」「助けを求めて他の機関に伝える」「解決方法を考える」など行動することの大切さを知る。
- ⑦ 自分や家族にとって、より良い解決方法は何かを考える。

* この授業は直接児童虐待例を扱うので、虐待を受けている疑いのある児童生徒がいる場合は、この授業を実施するにあたっては配慮を要する。

* 事前事後の指導として「道徳」の時間に家庭愛を主題とする内容の学習を行うことや、「技術・家庭」「家庭基礎」「家庭総合」の中で家族や家庭生活の関わりについて学び、協力し合って家庭を築く態度を養っておく。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

殴る・蹴る・投げ落とす・首を絞める・溺れさせる・熱湯をかける・たばこの火を押しつける・戸外に締め出す・異物を飲ませる等



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

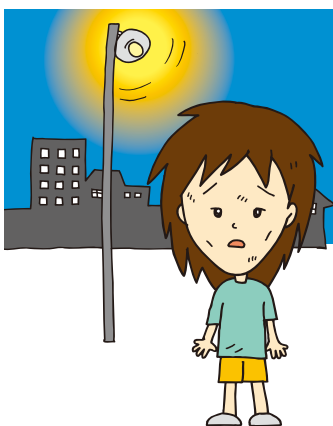
子どもへの性交・性的行為の強要・性器や性交を見せる・ポルノグラフィーの被写体になることを子どもに強要する等



ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待や放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

適切な食事を与えない・病気やケガをしても病院へ連れて行かない・ひどく不潔なままにする・家や自動車に置き去りにする等



心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

言葉によるおどし・脅迫・無視や拒否的な態度をとる・子どもの心を傷つけることを繰り返す・他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする・子どもの目の前で行為される暴力等



1. 次の文を読んで、()の中に「あっていいこと」と思ったら○、「あってはいけないこと」と思ったら×、「どちらともいえない」と思ったら△をつけましょう。またどうしてそう思ったのか、理由も考えてみましょう。

A

僕の母は毎日機嫌が悪く、僕が何もしていないのに起こってたたく。

() その理由は？

B

私の父は私が勉強しなかったら勉強するまでいつもごはんを食べさせてくれない。

() その理由は？

C

僕の母は僕の成績を見て「あんたなんか産まなければ良かった。」と言う。

() その理由は？

D

私の祖父は私が嫌がるのにほおずりをしたり、抱きしめたりする。

() その理由は？

2. もし、自分が1のような体験をして嫌だな、悲しいなと思ったらどうしますか？

参考資料

- 1 通告書の参考様式
- 2 通告後の児童相談所の対応の流れ
- 3 児童相談所の「児童虐待の緊急度のめやす
(アセスメントシート)」
- 4 児童虐待に関する通告・相談窓口一覧

1. 通告書の参考様式（記入例）

発第 号
平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

〇〇市立〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇

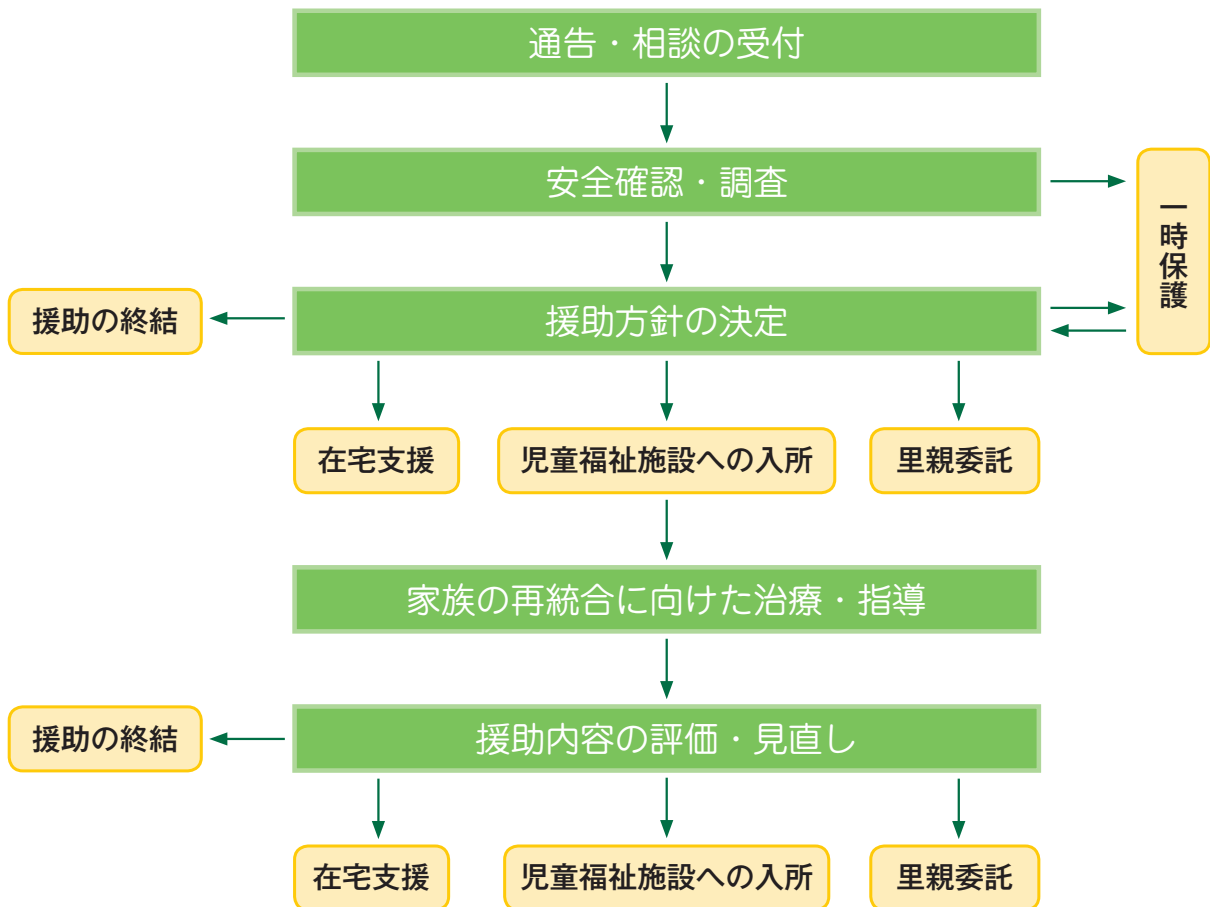
通 告 書

児童福祉法第 25 条の規定により下記のとおり通告します。

記

子 ど も	ふりがな	こうち たろう		〇〇小学校〇年〇組 担任 〇〇 〇〇		
	氏名 性別 生年月日	高知 太郎 男 H〇〇年〇月〇〇日生（満△歳）				
	ふりがな					
	氏名 性別 生年月日					
	ふりがな					
	氏名 性別 生年月日					
	ふりがな					
	氏名 性別 生年月日					
住所（※アパート名、部屋番号まで記入）、電話番号 〒××××-××××× 〇〇市△△1丁目-2-3 □□マンション101号 電話××××-×××××						
家 族 構 成	続 柄	氏 名	生年月日	年 齢	職 業	その他参考事項
	母	高知 花子	S〇〇.〇.〇〇	△△	パート（レジ係）	〇〇スーパー（9時～16時）
	本 児	高知 太郎	H〇〇.〇.〇〇	△	〇〇小学校	
	父	黒潮 一郎	S〇〇.〇.〇〇	△△	不明	H〇〇. 〇〇離婚
通 告 者	氏 名	土佐 三郎		所 属	〇〇小学校 校長	
	住 所 電話番号	〒××××-××××× 〇〇市△△3丁目2-5 〇〇小学校 電話 ××××-×××××				
通 告 内 容	<p>〇月〇日、朝登校した際に、左腕や首筋にアザがあったので、母親に聞いてみると、本児が走って転んだとのこと。</p> <p>ただし、本児は「おかあさんに叩かれた」と担任に話しており、不自然である。なお、気づいた時に撮影したアザの写真を添えておく。</p> <p>以前にも、腕や首などに青アザや引っかき傷があった。今回の傷は、これまでのものよりひどいため心配である。</p> <p>今後、どのように対応すればいいのか相談したい。</p>					

2. 通告後の児童相談所の対応の流れ



《在宅支援》

親子双方の心の安定と親子関係の修復を図り、虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活できることをめざして、在宅のまま、児童福祉司などによって訪問指導や児童相談所に通所させての指導を行ったりします。

《一時保護》

子どもの安全確保・心身の安定、養育者の負担軽減等を目的に一時保護します。

一時保護する場合は、保護者の意向を尊重しながら進めますが、保護者の同意が得られない場合は児童相談所長の権限で一時保護を行います。

また、保護する期間はケースによって異なりますが、最長2ヶ月で状況によってはさらに延長される場合もあります。

《児童福祉施設への入所、里親委託》

家庭での支援が難しい場合、保護者の同意を得て、児童福祉施設への入所や里親への委託を行います。

しかし、虐待等により保護者に子どもを監護させることが著しく児童の福祉を害する状態にもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に承認を得たうえで施設入所等を行うことがあります。

なお、施設入所や里親委託は、新たな所在地での学校・幼稚園・保育所に通うことになるので、受け入れる側の対応も必要になります。

保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び虐待をすることがなくなり、親子が一緒に生活できることが、子ども福祉の最良の解決策です。

児童相談所による一時保護、施設入所、里親委託は、長期間に及ぶケースもありますが、学校・幼稚園・保育所は、「いずれ復帰する」ことを認識し、児童相談所等関係機関と連携しながら、効果的な支援策を検討することが重要です。

3. 児童相談所の「児童虐待の緊急度のめやす（アセスメントシート）」

- ▶ **A** 子どもや保護者自らが虐待を理由に保護を求めている。
 - ・子ども自身が保護・救済を求めている
 - ・保護者が子どもの保護を求めている
- ▶ **B** 子どもや保護者自らが虐待を訴える状況が切迫している。
- ▶ **C** すでに虐待により重大な結果が生じている。
 - ・性的虐待（性交、性的行為の強要の事実がある）
 - ・外傷（致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など）
 - ・保護の怠惰・拒否（衰弱、脱水症状、医療放棄など）
- ▶ **D** 次に何か起これば、重大な結果を生じる可能性が高い。
 - ・乳幼児である
 - ・生命に危険な行為がある（頭部打撲、首締め、戸外放置、溺れなど）
 - ・性的行為にいたらない性的な虐待
- ▶ **E** 虐待が繰り返される可能性が高い。
 - ・新旧混在した傷があったり、頻繁に入院したりする
 - ・過去に通報、児童相談所介入、一時保護、施設入所の経歴がある
 - ・保護者に虐待の自覚、認識がない
 - ・保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している
- ▶ **F** 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている。
 - ・保護者への拒否感、恐れ、おびえが強い
 - ・無表情、無感動、過度のスキンシップを他の大人に求める
 - ・心身の発達の遅れ、または精神的な要因による身体症状がある
- ▶ **G** 保護者に虐待につながる危険要因がある。
 - ・子どもへの拒否的感情
 - ・精神状態の問題がある（うつ的、育児ノイローゼなど）
 - ・アルコール、薬物等の問題がある
 - ・性格行動が衝動的、未熟
 - ・行政機関等からの援助に拒否的
 - ・家族や同居人に対する暴力がある
 - ・子どもの日常的な世話をする保護者がいない
- ▶ **H** 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等。
 - ・虐待によらない子どもの生育上の問題がある（発達の遅れ、障害など）
 - ・子どもに問題行動が見られる
 - ・保護者に被虐待歴がある
 - ・子どもの養育態度や知識に問題がある（意欲の欠如、知識不足など）

A, B, C
のいずれかに
該当する場合は、
緊急一時保護
を含む
緊急介入

D, E
のいずれかに
該当する場合は、
発生前の一時保護
の検討を含む
早急介入

F, G, H
の場合は、
集中的援助等
の検討を含む
早期介入

※児童相談所は、子どもの保護や具体的な対応の判断材料として、このアセスメントシートなどを活用しています。

4. 児童虐待に関する通告・相談窓口一覧

【市町村関係】… 児童相談担当窓口

市町村名	担当課	住 所	電話番号
東 洋 町	住民課	〒 781-7414 安芸郡東洋町大字生見 758-3	0887-29-3394
室 戸 市	福祉事務所	〒 781-7185 室戸市浮津 25-1	0887-22-5137
北 川 村	住民課	〒 781-6441 安芸郡北川村大字野友甲 1530	0887-32-1214
奈 半 利 町	住民福祉課	〒 781-6402 安芸郡奈半利町乙 1659-1	0887-38-8181
田 野 町	保健福祉課	〒 781-6410 安芸郡田野町 1828-5	0887-38-2811
馬 路 村	健康福祉課	〒 781-6201 安芸郡馬路村大字馬路 443	0887-44-2112
安 田 町	町民生活課	〒 781-6423 安芸郡安田町大字西島 40-2	0887-38-6678
安 芸 市	健康福祉事務所	〒 784-8501 安芸市矢ノ丸 1-4-40	0887-35-1009
芸 西 村	健康福祉課	〒 781-5792 安芸郡芸西村和食甲 1262	0887-33-2112
香 南 市	福祉事務所	〒 781-5232 香南市野市町西野 534-1	0887-57-8509
香 美 市	福祉事務所	〒 782-0034 香美市土佐山田町宝町 1-1-4	0887-53-3117
大 豊 町	教育委員会	〒 789-0392 長岡郡大豊町高須 231	0887-72-0450
本 山 町	健康福祉課	〒 781-3601 長岡郡本山町本山 600	0887-70-1060
大 川 村	総務課	〒 781-3703 土佐郡大川村小松 27-1	0887-84-2211
土 佐 町	教育委員会	〒 781-3492 土佐郡土佐町土居 206	0887-82-0483
南 国 市	福祉事務所	〒 783-0001 南国市日吉町 2-3-28	088-880-6564
高 知 市	子ども家庭支援センター	〒 780-0850 高知市丸ノ内 1-6-46	088-823-9489
い の 町	教育委員会	〒 781-2110 吾川郡いの町 3597	088-893-1922
日 高 村	健康福祉課	〒 781-2152 高岡郡日高村沖名 23	0889-24-7851
佐 川 町	教育委員会	〒 789-1201 高岡郡佐川町甲 356-2	0889-22-1110
越 知 町	教育委員会	〒 781-1301 高岡郡越知町越知甲 2562	0889-26-3400
仁 淀 川 町	教育委員会	〒 781-1501 吾川郡仁淀川町大崎 460-1	0889-35-0019
土 佐 市	少年育成センター	〒 781-1102 土佐市高岡町乙 225	088-852-7702
須 崎 市	福祉事務所	〒 785-8601 須崎市山手町 1-7	0889-42-3691
津 野 町	住民福祉課	〒 785-0595 高岡郡津野町力石 2870	0889-62-2313
檜 原 町	保健福祉支援センター	〒 785-0612 高岡郡檜原町川西路 2320-1	0889-65-1170
中 土 佐 町	教育委員会	〒 789-1401 高岡郡中土佐町大野見吉野 12	0889-57-2023
四 万 十 町	健康福祉課	〒 786-8501 高岡郡四万十町茂串町 3-2	0880-22-3115
黒 潮 町	健康福祉課	〒 789-1992 幡多郡黒潮町入野 2019-1	0880-43-2116
四 万 十 市	福祉事務所	〒 787-8501 四万十市駅前町 3-15	0880-34-1120
宿 毛 市	福祉事務所	〒 788-8686 宿毛市桜町 2-1	0880-63-1114
大 月 町	町民福祉課	〒 788-0302 幡多郡大月町弘見 2230	0880-73-1113
三 原 村	住民課	〒 787-0803 幡多郡三原村来栖野 479	0880-46-2404
土佐清水市	福祉事務所	〒 787-0392 土佐清水市天神町 11-2	0880-82-1118

※各市の福祉事務所には、家庭児童相談員がいます。

【児童相談所】・・・児童福祉に関する相談、被虐待児童及び保護者への指導・支援

名 称	所 在 地	電話番号・FAX番号	管 轄 区 域
中央児童相談所	〒781-5102 高知市大津甲 770-1	TEL 088-866-6791 FAX 088-866-0839	東洋町～四万十町
幡多児童相談所	〒787-0050 四万十市渡川 1-6-21	TEL 0880-37-3159 FAX 0880-37-3205	黒潮町～土佐清水市

【福祉事務所・保健所】・・・児童福祉に関する相談

名 称	所 在 地	電話番号・FAX番号	担 当 区 域
安芸福祉保健所	〒784-0001 安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎内	TEL 0887-34-3175 FAX 0887-34-3170	東洋町、室戸市、北川村、 奈半利町、田野町、馬路村、 安田町、安芸市、芸西村
中央東福祉保健所	〒782-0016 香美市土佐山田町 1128-1	TEL 0887-53-3171 FAX 0887-52-4561	香南市、香美市、大豊町、 本山町、土佐町、大川村、 南国市
中央西福祉保健所	〒789-1201 高岡郡佐川町甲 1243-4	TEL 0889-22-1240 FAX 0889-22-9031	いの町、日高村、佐川町、 越知町、仁淀川町、土佐市
須崎福祉保健所	〒785-8585 須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎内	TEL 0889-42-1875 FAX 0889-42-8924	須崎市、津野町、禰原町、 中土佐町、四万十町
幡多福祉保健所	〒787-0028 四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎内	TEL 0880-35-5979 FAX 0880-35-5980	黒潮町、四万十市、宿毛市、 大月町、三原村、土佐清水市
高知市保健所 (健康づくり課)	〒780-0065 高知市塩田町 18-10	TEL 088-823-9436 FAX 088-823-8020	高知市
高知市福祉事務所	〒780-0870 高知市本町 5-1-45	TEL 088-822-8111 FAX 088-823-9370	

【児童家庭支援センター】・・・児童相談所と連携し、地域に密着して相談や支援を行う児童福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号・FAX番号
児童家庭支援センター「みその」	〒780-0062 高知市新本町 1-7-30	TEL 088-872-6488 FAX 088-872-6488
児童家庭支援センター「びやくれん」	〒789-1201 高岡郡佐川町甲 1110-1	TEL 0889-20-0203 FAX 0889-22-1856
児童家庭支援センター「わかくさ」	〒787-0155 四万十市下田 2211	TEL 0880-33-0258 FAX 0880-33-0518

【警察の相談窓口】

署 名	電 話 番 号	備 考
高知県警察本部 生活安全企画課	088-826-0110	<p>急ぎの相談には、24時間いつでも対応</p> <p>各警察署の窓口は、生活安全担当課 (夜間・休日は当直員)</p> <p>*緊急を要する場合は、110番に通報してください</p>
高知警察署	088-822-0110	
高知南警察署	088-834-0110	
室戸警察署	0887-22-0110	
安芸警察署	0887-34-0110	
香南警察署	0887-55-0110	
香美警察署	0887-52-0110	
南国警察署	088-863-0110	
本山警察署	0887-76-0110	
いの警察署	088-893-1234	
佐川警察署	0889-22-0110	
土佐警察署	088-852-0110	
須崎警察署	0889-42-0110	
窪川警察署	0880-22-0110	
中村警察署	0880-34-0110	
宿毛警察署	0880-63-0110	
清水警察署	0880-82-0110	

【児童相談・女性相談機関等】

名 称	所 在 地	電話番号・FAX番号	相 談 内 容
療育福祉センター	〒780-8081 高知市若草町 10-5	TEL 088-844-1921 FAX 088-840-4935	障害を持つ子供の生活・支援に関する相談、児童福祉施設への入所相談
女性相談支援センター	〒780-8015 高知市百石町 3-11-6	TEL 088-834-5621 FAX 088-833-0782	DVに関する問題等
精神保健福祉センター	〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 保健衛生総合庁舎	TEL 088-821-4966 FAX 088-822-6058	思春期保健に関する相談指導
心の教育センター	〒780-8031 高知市大原町 132	TEL 088-833-2922 FAX 088-833-2935	いじめや不登校等子どもの教育に関する悩み、生育上の課題や行動上の諸問題についての相談
少年サポートセンター	〒780-0915 高知市小津町 6-4 高知県立塩見記念青少年 プラザ 2F	TEL 088-822-0809 (ヤングテレホン)	非行、不良行為、犯罪等少年の健全育成に関する相談
		TEL 088-872-7867 (いじめ相談)	いじめ等に関する相談
思春期相談センター 「PRINK」	〒780-0841 高知市帯屋町 2-1-35 (ジョブカフェこうち西隣)	TEL 088-873-0022 FAX 088-873-0022	思春期の性や体に関する不安や悩みの相談
家庭裁判所	〒780-0850 高知市丸ノ内 1-3-5	TEL 088-822-0340 FAX 088-875-0384	少年事件に関する問い合わせ、家庭内や親族間の問題を解決するために利用できる手続きの相談

参考文献

- 研究紀要No.4 子ども虐待防止 予防と対応～保育実践への提言～
大阪保育子育て人権情報研究センター
- いま、どんなきもち？ 大阪府人権教育研究協議会

いのちを守り育むために

～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～

2008 (平成20) 年8月発行

編集・発行／高知県教育委員会事務局人権教育課

〒780-0850 高知県丸ノ内1-7-52

TEL 088-821-4909 FAX 088-821-4559

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp

URL <http://www.pref.kochi.jp/~jinkyou/>

